

鈴鹿市教育振興基本計画（素案）

平成28年度～平成31年度

鈴鹿市

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の内容	2

第2章 教育を取り巻く社会の現状と本市の主要な課題

1	教育を取り巻く社会の現状	4
2	主要な課題	5

第3章 鈴鹿市教育大綱

1	めざす子どもの姿	6
2	基本理念	7
3	基本目標	7
4	施策の基本的方向	9

第4章 施策の取組

1	施策の基本的方向別の成果指標と基本事業名一覧	15
	※ 各基本事業の掲載ページは、15～18ページをご覧ください。	
2	施策の基本的方向、基本事業、主な取組の体系	19
3	施策の基本的方向別の基本事業と主な取組内容	25

第5章 計画の効果的な推進のために

1	進行管理	59
2	関係機関との連携・協力	60
3	計画の周知	60

用語解説	61
------	----

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成18年に教育基本法が改正され、国においては、同法に基づき教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、計画期間を平成20年度から24年度までとする教育振興基本計画が策定されました。

本市においても、国の教育振興基本計画と第5次鈴鹿市総合計画と連動した鈴鹿市教育振興基本計画を平成22年度に策定し、平成23年度から平成32年度までの10年間を見据えた教育のめざすべき方向を明示するとともに、平成27年度までの5年間に取り組む施策を示し、各施策に取り組んでまいりました。

その後、平成25年度に国において第2期教育振興基本計画が策定され、各学校種間や学校教育と職業生活などとの円滑な接続を重視し、「社会を生き抜く力の養成」など生涯の各段階を貫く4つの教育の方向性を掲げるとともに、検証改善サイクルの実現に向けて、第1期計画では必ずしも十分とは言えなかった成果目標・指標を明確に掲げています。

また、平成26年に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）においては、「地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」と規定され、教育施策に関する根本的な方針を定めることとなりました。

加えて、本市においては、鈴鹿市まちづくり基本条例に掲げるまちづくりの実現をめざすための最上位計画である鈴鹿市総合計画2023（以下「総合計画」という。）が、平成28年度からスタートします。

このような状況から、国の第2期教育振興基本計画、そして本市の総合計画との整合と連動を図るため、新しく鈴鹿市教育振興基本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、平成22年度に策定した鈴鹿市教育振興基本計画と同様に、学校教育を中心とした教育に関する基本的な計画として策定し、教育基本法第17条第2項に基づく本市の教育振興基本計画とします。

3 計画の期間

計画期間は、総合計画の前期基本計画との整合を図るため、平成28年度から平成31年度までとします。

4 計画の内容

本計画は、基本理念や基本目標などの施策の根本的な方針として、鈴鹿市教育大綱（以下「教育大綱」という。）をおいています。この教育大綱は、法の改正により首長が定めることとなったことから、本市では、市長、教育長および教育委員会委員からなる鈴鹿市総合教育会議の場で協議を行い、また教育に関する各分野の有識者と市民公募委員で構成された鈴鹿市教育振興基本計画審議会からの意見を参考に、市長が策定しました。

なお、教育大綱において掲げる施策の基本的方向は、総合計画の前期基本計画との整合と連動を図っています。

そして、その根本的な方針である教育大綱において示された施策の基本的方向ごとに成果指標を設定し、施策を効果的かつ着実に実施するための検証改善サイクルの確立をめざします。

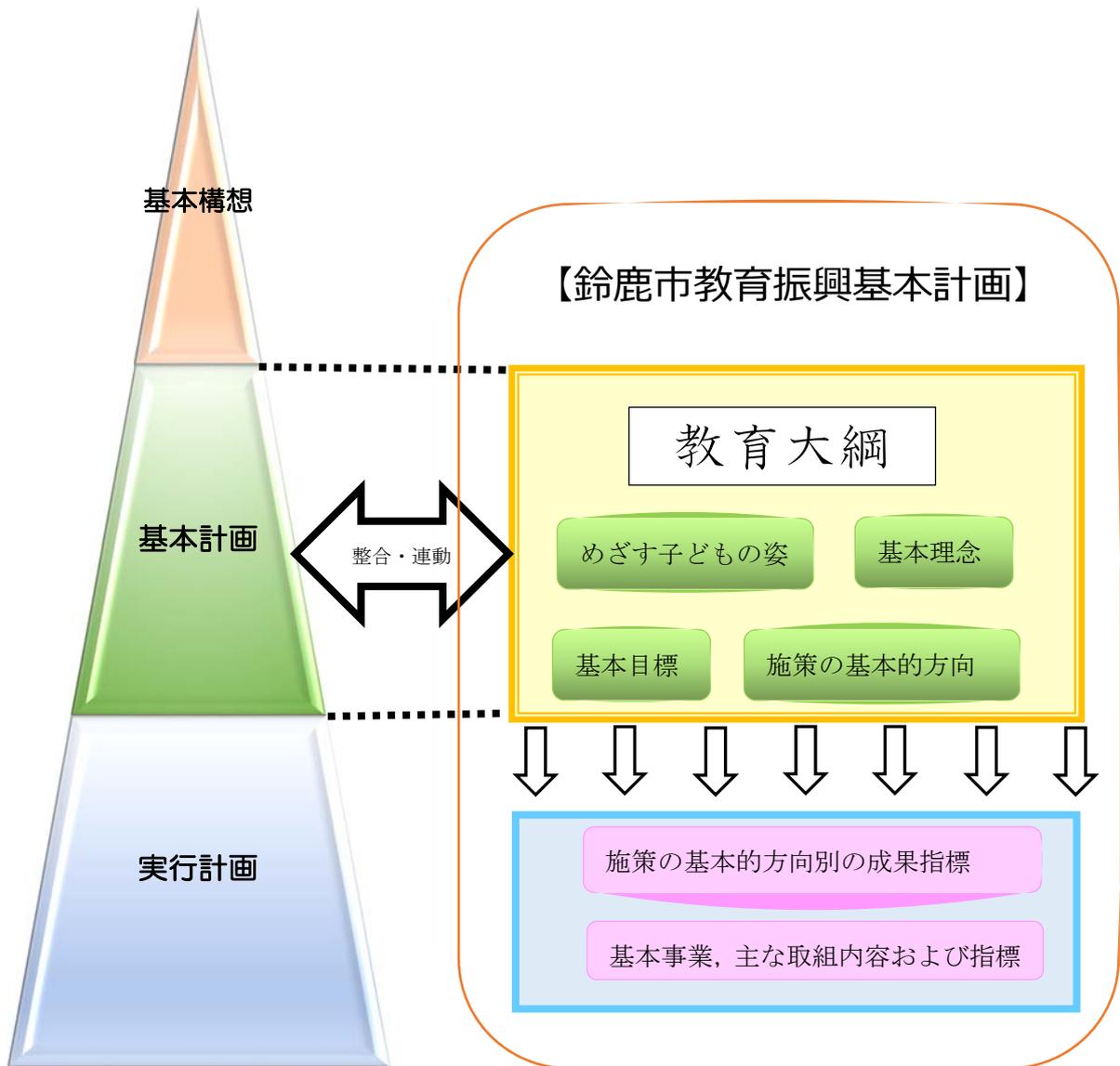
目標を達成するための具体的な取組に関しては、施策の基本的方向ごとに基本事業をおき、その中で、めざす姿を示すとともに、現状と課題の分析、主な取組内容、活動指標（または成果指標）を記載しています。

なお、指標の現状値は、基本的に平成27年度の数値を記載していますが、平成27年度の数値が公表されていないものは、最新の数値を使用しています。

また、今後の4年間において重点的に推進する取組を示すなど本市の独自性を打ち出した内容となっています。

《鈴鹿市総合計画2023との整合・連動》

【鈴鹿市総合計画 2023】



第2章 教育を取り巻く社会の現状と本市の主要な課題

1 教育を取り巻く社会の現状

(1) 人口の減少と少子高齢化

平成25年12月の国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、本市の人口動向は、三重県全体と比較すると緩やかですが、長期的には減少傾向にあります。2040年（平成52年）の人口は、188,440人になると推計され、現在の人口と比べ、約1万3千人減少すると予測されています。

また、本市の人口構造については、全国的な傾向と同様に少子高齢化が進展しています。65歳以上の老年人口は2040年（平成52年）まで増加傾向にある一方で、15歳未満の年少人口と生産年齢人口[※]は減少し続ける状況の中、教育行政においても様々な影響が及ぶと考えられます。

(2) 急激な社会の変化

情報通信技術の進展、交通手段の発達によって、人や物、情報などが国境を越えて活発に行き来するようになり、このようなグローバル化[※]によって、国際社会の動向が私たちに大きな影響を与える社会となりました。

また、グローバル化に伴って、私たちはこれまで経験したことのないような急激な社会の変化への対応を迫られています。技術革新はこれまで以上に速いスピードで進み、蓄積した知識がすぐに通用しなくなってしまうような時代を生き抜くためには、必要な情報に適切にアクセスできる技能や、情報を活用するための思考力、さらにはそれらを積極的に社会生活の中で生かしていく実践力が必要です。

さらに、グローバル化社会においては、異なる文化や習慣を持つ人々との交流が盛んになるとともに、価値観も多様化しています。

本市においては、人口に占める外国人の割合が、他地域と比べて高い状況にあることから、互いの価値観を尊重し、多くの人々と協働していくためのコミュニケーション能力や協調性が必要であると考えます。

(3) 地域社会、家庭の変容

近年の産業構造の変化は、人々の生活様式の多様化へとつながり、家族のあり方にも変化をもたらしました。核家族化が進むだけでなく、単身世帯も増加し、家族で過ごす時間が少なくなっています。

また、家庭だけではなく、人と人とのつながりが薄れ、コミュニティが衰退していく中、子育ての悩みをどこにも相談できず、孤立感を募らせる保護者や、地域の子どもたちに教育力を十分に発揮できない大人たちも存在します。

このような状況の中、子どもたちの豊かな育ち、健全な育成を支えるための学校づくりを推進するには、互いに支え合い、助け合って、地域ぐるみで子どもたちを育てる環境が必要です。

さらに、近年子どもたちを取り巻く環境の安全・安心に対する意識が高まっています。犯罪など日常生活の中で起こり得る事件・事故や、交通場面に起きる危険、また、地震や風水害のような自然災害などの危険から子どもたちの身を守るためには、学校だけでなく家庭や地域の協力が必要不可欠です。

学校は、子どもたちが安全で安心して学んでいくための環境づくりを、地域とともに進めていかなければなりません。

2 主要な課題

前項に掲げた教育を取り巻く社会の現状を踏まえ、この計画の主要な課題として、次の3点を位置付けます。

- ・社会を生き抜く力を備えた子どもの育成
- ・開かれた学校づくりの推進
- ・多様なニーズに対応できる教育環境の充実

第3章 鈴鹿市教育大綱

1 めざす子どもの姿

自己実現と人との協働により、豊かな未来を創る力を備えた鈴鹿の子ども

鈴鹿市は、豊かな美しい自然、先人が培ってきた伝統ある文化や匠の技、国際的なモータースポーツのまちとして知られ、「モータースポーツ都市宣言(平成16年12月)」にもあるように、自らの道を創造的に切り開くことのできる子どもたちを育てることをめざしてきました。

また、本市では全国に先駆けて、開かれた学校づくりの一環として平成23年度からすべての公立小中学校が鈴鹿型コミュニティ・スクール^{*}となり、「つながりつなげる鈴鹿の教育」の理念のもと、家庭、地域、学校が一体となった子育てに取り組んできました。

一方で、グローバル化^{*}や情報通信技術の進展などにより世界全体が急速に変化する中であって、本市においても、生産年齢人口^{*}の減少や経済規模の縮小に伴う諸課題を解決していくためには、一人ひとりが生涯にわたって主体的に学び続け、必要とする様々な力を養い、その力を多様な人々と協働しながら社会に生かしていくことができる力を備えた人々の存在が不可欠です。

国の第2期教育振興基本計画においても、人々の多様な個性・能力を開花させ人生を豊かにするとともに、社会全体の今後一層の発展を実現するためには自立・協働・創造に向けた一人ひとりの主体的な学びが必要であると示されています。

また、子どもの権利条約^{*}において、子どもにとっての4つの権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）を守ることと定められているように、子どもには、自分の能力を高め、主体的に豊かに生きる権利があります。

少子高齢化の進展や家庭の変容などから社会の価値観が多様化する中、子どもたちが、自分に自信を持ち、心から人とつながることができるよう、本市で

は、子どもたちが未来への希望を持ち、仲間と共に生き生きとたくましく育つ教育を進めていきます。

これらを踏まえ、「自己実現と人との協働により、豊かな未来を創る力を備えた鈴鹿の子ども」を育むことをめざします。

2 基本理念

鈴鹿を愛し、子どもの学びと安全・安心を支え、絆で育む鈴鹿の教育

本市の新たな総合計画である「鈴鹿市総合計画2023」では、「みんなで創り 育み 成長し みんなに愛され選ばれるまち すずか」を将来都市像とし、まちづくりの柱の1つに「子どもの未来を創り 豊かな文化を育むまち すずか」を掲げています。

将来にわたり、人々が学び、働き、豊かに暮らしていくためには、次世代を担う子どもたちが、健やかに成長できる環境づくりが必要です。

すでに学校においては、コミュニティ・スクール^{*}として、PTAや多くの地域ボランティアの協力を得て教育を推進しています。さらにその輪を広げ深め、ふるさと鈴鹿の未来を担う子どもたちの教育を、家庭、地域、学校、関係機関などの強い絆と、それぞれの役割のもとで推進することをめざし、「鈴鹿を愛し、子どもの学びと安全・安心を支え、絆で育む鈴鹿の教育」を理念とします。

3 基本目標

〈3つの目標〉

- (1) 知識基盤社会を生き抜く力を育む教育内容を創造します
- (2) 家庭や地域と共にある学校づくりを推進します
- (3) 社会の変化や技術革新に対応した教育環境を整備します

めざす子どもの姿を実現させるため、基本理念のもと3つの基本目標を設定します。

(1) 知識基盤社会^{*}を生き抜く力を育む教育内容を創造します

グローバル化，ICT^{*}による情報化がめざましく進み，情報の溢れる社会を生き抜く力とは，知（確かな学力）・徳（豊かな心）・体（健やかな体）の調和がとれ，特にコミュニケーション能力・思考力・判断力・表現力などにより物事を積極的に実践する力のことです。このような力を育成するための教育内容を創造し展開します。

(2) 家庭や地域と共にある学校づくりを推進します

人は，自分の置かれた環境の中で様々なことを学びながら育ちます。

子どもたちが，安全に安心して多くの人から学ぶことのできる教育環境として，教職員はもとより，保護者をはじめ子どもたちの身近に暮らす人々が教育活動に参画し，多様性や社会性のある学校づくりを進めます。

めざす学校像は，教育大綱の内容を踏まえた上で，それぞれの地域性を生かし，地域と共に特色ある学校づくりを進めるため，各学校において学校運営協議会^{*}で協議し，設定します。

一方，子どもの教育においては，特に学校教育と家庭教育の役割分担について共通理解を深め，共に取り組みます。また，めざす幼稚園像は，小中学校と連携した教育内容を踏まえ，各幼稚園において設定します。

(3) 社会の変化や技術革新に対応した教育環境を整備します

ICTなどの技術革新，地方創生の施策，少子化や子どもの発育状況など常に変化する社会情勢を見据え，国の動向を注視しつつ，9年間で1つの教育期間とみる教育課程の編成や学校規模の適正化，最新の教育機器の活用などについて計画的に取り組を進めます。

4 施策の基本的方向

<7つの方向>

- (1) グローバルな視点で主体的に学び，社会に発信する子ども
- (2) 基礎・基本を身に付け，自ら表現する子ども
- (3) 豊かな感性をもち，自律した子ども
- (4) 健康への意識を高め，健やかな体をもつ子ども
- (5) 命を尊重し，人の多様性を認め合える子ども
- (6) 学校，家庭と共に子どもを育む地域
- (7) 子どもが楽しく安心して学べる環境

基本目標を具現化していくため，子どもや地域のあるべき姿として7つの基本的方向を設定します。

7つの基本的方向の1つめには，今日的な社会情勢を反映させた新たな教育施策の柱として，知識基盤社会を生き抜く力の育成の観点から「グローバルな視点で主体的に学び，社会に発信する子ども」を掲げています。

2つめから4つめは，学習指導要領[※]に示されている「生きる力」を支える確かな学力，豊かな心，健やかな体の育成をめざす内容であり，5つめは，価値観が多様化する社会で活躍するため，様々な人との共生や人権尊重の態度を育成する観点となっています。

さらに，このような5つの方向に示す子どもの能力や態度を育成するためには，教育環境づくりが必要であることから，6つめに地域の教育環境，7つめに学校の教育環境の観点を示しています。

(1) グローバルな視点で主体的に学び，社会に発信する子ども

グローバルな視点をもち世界にはばたく子どもたちに必要なことは，まず，私たちが培ってきた郷土の文化や歴史を背景としたアイデンティティ[※]を大切にすることです。

本市は，海や山の豊かな自然に恵まれているほか，伝統産業としての伊勢

型紙や鈴鹿墨など、古くからものづくりの盛んな地域として栄えてきました。鈴鹿で育つ子どもたちには、郷土の自然や文化に誇りをもってほしいと願っています。

一方で、現在ではモータースポーツに関わる多くの外国人関係者や観光客が訪れるだけでなく、ものづくりの産業に従事する外国人労働者が多数居住する地域でもあり、グローバル化は、すでに本市でも進んでいます。

このような社会においては、多様な価値観や異なる文化・習慣を持つ人々と協働して課題を解決し、持続可能な社会の形成に向けて積極的に参画する力が必要です。そのために求められる力の1つとして、コミュニケーション能力が挙げられます。様々な国の人々と意見を交換し、よりよい社会を創っていくためのコミュニケーションの手段としての英語力や、ICTを効果的に活用するなど、多くの情報から必要なものを選び活用する能力を育成します。

さらに子どもたちが主体的に学ぶ姿勢も重要です。自ら課題を見つけ整理や分析を行い、グループで課題を解決するなどの協働学習、いわゆるアクティブ・ラーニング^{*}による学び方を身に付けます。

また、社会に発信するとは、子どもたちが学んだことを地元や他の地域、ときには事業所などに向けて発信することが考えられます。

特に、選挙権年齢が引下げられ、満18歳以上となることから、小中学生のときからまちづくりや政治に参画する意識を持ち、政治の仕組みを理解し、人のために自分の力を尽くそうとする意識を高めていきます。

(2) 基礎・基本を身に付け、自ら表現する子ども

子どもたちが自らの夢の実現に向けて進路を切り拓き、課題に直面したときに持てる力を総動員して主体的に解決するためには、確かな学力を身に付けておかなければなりません。

「全国学力・学習状況調査^{*}」の結果によると、本市の子どもたちは、習得した基礎的な知識や技能を活用する力に課題があることが明らかとなっています。この分析を生かし、基礎的な知識、技能の定着とともに、課題を

解決するために必要な思考力・判断力・表現力などを育成します。

子どもたち一人ひとりが、各教科の学習において、「聞く・話す・読む・書く」の言語能力，数量の理解や計算，社会の仕組みの理解，読書活動などを通じた調べる力など，確かな学力を身に付けます。その上で，自分の考えや疑問などをもち，相手に伝わるように工夫して表現することを大切にします。

さらに，将来の予測が困難な中，複雑で変化の激しい社会で生き抜いていくためには，自分と社会の関わりについて考え，積極的に社会に参画しようとする態度の育成も重要です。

そこで，子どもたちが，地域の人々をはじめ多様な人々から学べる学習の展開や，教員の指導方法の改善を図ります。

また，市内には多くの外国籍の子どもたちが住んでいます。日本で生きる子どもたちが，自己実現を図るための日本語の力を確実に身に付けられるよう取組を進めます。

(3) 豊かな感性をもち，自律した子ども

インターネットの普及によって，コミュニケーションの形は大きく変化しました。私たちは，空間を越えて多くの人々と出会うことができるようになりましたが，その一方で，人間関係の希薄さが指摘され，インターネット上では様々な問題が発生しています。

しかし，コンピュータがどれだけ発達したとしても，人間の持つ感性や思いやりの心の大切さは変わることはありません。多くの情報から取捨選択し，真実を確かめ判断し行動できるモラルや道徳心を持ち，社会に貢献する子どもを育成します。

相手の立場を考え，理解し合い協調することは，豊かな人間関係を築く基盤となります。正しい判断力を身に付け，一人ひとりが自律してよりよく生きようとすることは，誰もが安心して暮らせる社会の創造にもつながります。

また，これまでも子どもの発達段階に応じて，音楽や書道，演劇などに触れる機会を設けてきましたが，感受性の高い時期に，子どもが心を動かす体験を重ねることで豊かな情操を育みます。

(4) 健康への意識を高め、健やかな体をもつ子ども

近年、子どもたちの体力や運動能力の低下が問題となっています。「全国体力・運動能力、運動習慣等調査^{*}」の結果から、本市の子どもたちの体力や運動能力にも課題があることがわかっています。

また、食生活の影響で成人病にかかる人も少なくはありません。

長寿社会となった日本で、いつまでも健康で豊かな人生を送るための基礎となる体力づくりは、すべての活動の基盤と言えます。子どもたちが、自分に合った運動に親しみ、体を動かすことを通して、健やかな体を育みます。

また、体づくりのもととなる食に対して、正しい知識を持ち、家庭、地域、学校が一体となって望ましい食習慣、食生活を確立することをめざします。

さらに、学校・幼稚園では栄養バランスのとれた給食を引き続き実施するとともに、給食を活用した食育^{*}に取り組みます。

(5) 命を尊重し、人の多様性を認め合える子ども

日本の子どもたちは、自己肯定感^{*}が低いと言われていますが、本市の子どもたちの調査結果においても、同様の結果が見られます。

子どもは、自分がかげがえのない大切な存在であると認められることで安心し、自分の能力を発揮することができます。その上で、自分だけでなく他者も大切な存在であると認識することができ、障がいの有無や国籍、文化・習慣の違いにかかわらず、人の多様性を認め合うようになります。

さらに、このような感性や意識を育てることによって人権が侵害されることに憤りを感じるようになり、差別やいじめを許さず多様な人々と共に生きていこうとする態度を育成します。

また、いじめとともに不登校^{*}も、大きな教育課題となっています。信頼できる人間関係の中で、明日も登校したいと思える魅力ある学校づくりを進めるとともに、子どもの社会的自立に向けた支援を行います。

さらに、現代社会では、自然災害、交通事故や身の回りの犯罪などから自分を守る必要性が一層高くなっています。大人が子どもを守ることはもとより、一人ひとりの子どもたちに、自分の命は自分で守る意識と行動力を身に

付ける教育に取り組みます。

(6) 学校、家庭と共に子どもを育む地域

子どもは、家庭、地域、学校で自分の時間を過ごして成長していきます。子どもの健全な育成のためには、家庭や地域の教育力が不可欠であることから、すべての小中学校が鈴鹿型コミュニティ・スクールである特色を生かして、家庭、地域、学校が子どもの状況について共通理解し、三者で力を合わせて子育てに取り組んでいきます。

家庭、地域、学校、それぞれの役割を明確にし、子どもたちの成長に効果のある教育環境づくりに努めるとともに、教育相談や就学に関して子どもたち一人ひとりのニーズに応えるため、専門性を持つ関係機関と連携していきます。

また、子どもの発育の変化などから、国では、子どもの心身の発達に合わせた教育内容として小中一貫教育の施策が進められています。

本市においても、「小1プロブレム※、中1ギャップ※」と呼ばれる子どもたちの戸惑いを解消するため、9年間を1つの教育期間とみる小中一貫教育の趣旨を取り入れ、幼稚園・小学校・中学校の連携により、幼稚園も含めたおよそ10年間を期間とする系統的な教育内容を創造します。

一方で、就学前の子どもを持つ保護者のニーズを把握しながら、就学前の保育や幼稚園教育のあり方について検討を進めます。

(7) 子どもが楽しく安心して学べる環境

子どもが楽しく安心して学ぶ状況とは、子どもが授業内容を理解し、また学力が身に付いたと実感し、友だちと共に生き生きと学校生活を過ごすことであると考えます。

子どもが、わかると実感できる授業を行うためには、教員の指導力の向上が不可欠であり、研修などを通じて人材育成に努めます。

一方、学校の施設面においては、コンピュータなどのICTを活用した教育のための学習環境や、安全で快適な学校生活を過ごすための施設整備など

に取り組みます。

また、近年の社会情勢から、子どもの義務教育段階の学びが保障されるよう、教育、福祉などの分野で全庁的に連携しながら対策を講じていきます。

さらに我が国では少子化が進んでおり、本市においても2040年（平成52年）には、15歳未満の年少人口が約8千人減少する見込みです。人口減少が予想される中、小中学校・幼稚園の規模や設置数については、今後、適正な集団教育を確保し、子どもたちにとって友だちと共に楽しく学べる教育環境づくりの視点を持って調査・研究に取り組みます。

第4章 施策の取組

1 施策の基本的方向別の成果指標と基本事業名一覧

(1) グローバルな視点で主体的に学び、社会に発信する子ども

◆成果指標

指標名	全国学力・学習状況調査※において、「人の役に立つ人間になりたいと思う」と回答した児童生徒の割合		
指標設定理由	人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒が増えることは、将来、積極的に社会に参画する人材の増加につながるため。		
目標値 (平成31年度)	96.0%	現状値 (平成27年度)	94.1%

◆基本事業名

1-1	英語教育	26ページ
1-2	ICT※を活用した教育	27ページ
1-3	郷土教育	28ページ
1-4	環境教育	29ページ
1-5	主権者教育※	30ページ
1-6	アクティブ・ラーニング※を導入した教育活動	31ページ

(2) 基礎・基本を身に付け、自ら表現する子ども

◆成果指標

指標名	全国学力・学習状況調査において国語または算数（数学）いずれかの結果で、全国の平均正答率を、基礎知識を問う問題、知識の活用力を問う問題ともに上回る学校の割合		
指標設定理由	基礎的な学力とそれを活用する力を身に付けることは、子どもたちが社会を切り拓く、生きる力の育成につながるため。		
目標値 (平成31年度)	50.0%	現状値 (平成27年度)	25.0%

◆基本事業名

2-1	キャリア教育※	32ページ
2-2	教科学習における授業改善	33ページ
2-3	読書活動	34ページ
2-4	外国人児童生徒などへの日本語教育	35ページ

(3) 豊かな感性をもち、自律した子ども

◆成果指標

指標名	全国学力・学習状況調査において、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答した児童生徒の割合		
指標設定理由	地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある児童生徒の割合が高まることは、正しい判断力を身に付け自律して生きる児童生徒の育成につながるため。		
目標値 (平成31年度)	60.0%	現状値 (平成27年度)	36.7%

◆基本事業名

3-1	道徳教育	36ページ
3-2	情報モラル※教育	37ページ
3-3	文化・芸術活動	38ページ
3-4	生徒指導	39ページ

(4) 健康への意識を高め、健やかな体をもつ子ども

◆成果指標

指標名	全国体力・運動能力，運動習慣等調査*において，小中学校別，男女別の全32種目のうち，全国平均値を上回る種目の割合		
指標設定理由	子どもたちの活力の源である体力が向上することは，子どもたちの意欲や気力といった精神面の充実や健康維持につながるため。		
目標値 (平成31年度)	50.0%	現状値 (平成27年度)	15.6%

◆基本事業名

4-1	体力・運動能力の向上	40ページ
4-2	健康に関する教育	41ページ
4-3	食育*	42ページ
4-4	学校給食の実施	43ページ

(5) 命を尊重し，人の多様性を認め合える子ども

◆成果指標

指標名	全国学力・学習状況調査において，「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合		
指標設定理由	児童生徒の自己肯定感*の高まりは，自分を大切にする意識や態度につながり，他者を大切にする意識や態度にもつながるため。		
目標値 (平成31年度)	85.0%	現状値 (平成27年度)	70.6%

◆基本事業名

5-1	人権教育	44ページ
5-2	特別支援教育*	45ページ
5-3	多文化共生*教育	47ページ
5-4	安全教育	48ページ
5-5	不登校*対策	49ページ

(6) 学校、家庭と共に子どもを育む地域

◆成果指標

指標名	学校の教育活動への参加に満足している保護者・地域住民の割合		
指標設定理由	学校の教育活動に参加し、満足している保護者・地域住民の割合が増えることは、地域の教育環境の向上を示すこととなるため。		
目標値 (平成31年度)	70.0%	現状値 (平成27年度)	51.9% (平成26年度)

◆基本事業名

- 6-1 開かれた学校・幼稚園づくり 50ページ
- 6-2 小中一貫教育を視野に入れた幼稚園・小学校・中学校の連携
51ページ
- 6-3 就学前の保育・教育の体制づくり 52ページ

(7) 子どもが楽しく安心して学べる環境

◆成果指標

指標名	学校施設の整備に満足している保護者・地域住民の割合		
指標設定理由	学校施設の整備に対する満足度が高まることは、子どもたちの学習環境の向上を示すこととなるため。		
目標値 (平成31年度)	50.0%	現状値 (平成27年度)	30.2% (平成26年度)

◆基本事業名

- 7-1 人的環境の整備 53ページ
- 7-2 施設等の環境整備 54ページ
- 7-3 危機管理 55ページ
- 7-4 就学が困難な子どもへの支援 56ページ
- 7-5 学校規模の適正化 57ページ
- 7-6 教職員の人材育成 58ページ

2 施策の基本的方向、基本事業、主な取組の体系

今後4年間で特に重点を置く取組内容★

施策の基本的方向	基本事業	主な取組内容
1 グローバルな視点で主体的に学び、社会に発信する子ども	1-1 英語教育	①小中学校の系統的な英語教育の推進★ ②外国語指導助手の活用
	1-2 ICTを活用した教育	①ICT活用による授業の改善★ ②ICT活用の支援体制づくり
	1-3 郷土教育	①地域教材の開発 ②地域の人材や文化施設の活用
	1-4 環境教育	①チャレンジ・エコスクールの推進 ②学校・幼稚園や地域の実情に応じた環境教育の推進
	1-5 主権者教育	①社会の課題に対応した教育の推進 ②家庭・地域との連携 ③自治的な活動の活性化
	1-6 アクティブ・ラーニングを導入した教育活動	①主体的・協働的な授業の展開★ ②カリキュラム・マネジメントの実施

施策の基本的方向	基本事業	主な取組内容
2 基礎・基本を身に付け、自ら表現する子ども	2-1 キャリア教育	①教育活動全般における 計画的な取組★ ②職場体験学習の実施 ③「すずか夢工房」の実施
	2-2 教科学習における授業改善	① 授業の改善★ ②授業支援体制づくり ③家庭学習の取組
	2-3 読書活動	① 図書館運営の支援体制づくり★ ②学校図書館の活用促進 ③体系的な読書指導
	2-4 外国人児童生徒などへの日本語教育	① 特別の教育課程による日本語指導の充実★ ②日本語教育支援体制づくりの推進 ③適応支援の充実
3 豊かな感性をもち、自律した子ども	3-1 道徳教育	① 学校教育活動全体を通じた道徳教育の推進★ ②校内体制の構築 ③年間指導計画の改善
	3-2 情報モラル教育	①授業における情報モラル教育の推進 ②情報モラル講座の実施 ③家庭への啓発の推進
	3-3 文化・芸術活動	①芸術活動の推進 ②文化部活動の活性化
	3-4 生徒指導	① 生徒指導体制づくり★ ②家庭・地域との連携 ③関係機関などとの連携

施策の基本的方向	基本事業	主な取組内容
4 健康への意識を高め、 健やかな体をもつ 子ども	4-1 体力・運動能力の向上	① 体力向上に向けた授業の改善★ ②運動の日常化の取組 ③鈴鹿市運動部活動指針に基づいた部活動
	4-2 健康に関する教育	① 疾病予防や生活習慣病対策の啓発★ ②学校医や医療機関との連携の強化 ③外部指導者の活用
	4-3 食育	① 学校・幼稚園、家庭、地域の連携による食育の推進★ ②学校教育活動全体で取り組む指導体制の構築 ③学校給食を活用した食育の推進
	4-4 学校給食の実施	① 安全・安心な給食の提供★ ②調和のとれた食事に関する知識の啓発 ③地産地消の推進

施策の基本的方向	基本事業	主な取組内容
5 命を尊重し、 人の多様性を 認め合える子ども	5-1 人権教育	①学校・幼稚園における人権教育の推進★ ②いじめ防止の推進 ③鈴鹿市人権教育センターの活動
	5-2 特別支援教育	①途切れのない支援体制づくり★ ②特別支援学校や関係機関と連携した教育 ③通級指導教室の効果的な運用
	5-3 多文化共生教育	①多文化共生に関わる授業づくり ②異文化を尊重しあう関係づくり ③家庭・地域との連携
	5-4 安全教育	①交通安全教育の推進★ ②防犯教育の推進 ③防災教育の推進 ④家庭、地域および関係機関との連携
	5-5 不登校対策	①学校支援体制づくり★ ②魅力ある学校・学級づくり ③適応指導教室の運営 ④家庭・関係機関との連携

施策の基本的方向	基本事業	主な取組内容
6 学校，家庭と共に 子どもを育む地域	6-1 開かれた学校・幼稚園づくり	①コミュニティ・スクールの推進★ ②コミュニティ・スクール関係者の資質の向上 ③地域と連携した教育活動の推進
	6-2 小中一貫教育を視野に入れた幼稚園・小学校・中学校の連携	①中学校区における一貫した教育の推進体制づくり★ ②小学校区・中学校区における教職員の交流 ③調査・研究の推進
	6-3 就学前の保育・教育の体制づくり	①保育所と幼稚園の連携★ ②鈴鹿市立幼稚園再編整備計画の推進 ③就学前教育の推進

施策の基本的方向	基本事業	主な取組内容
7 子どもが楽しく 安心して学べる環境	7-1 人的環境の整備	①介助員などの適切な配置★ ②加配教員，講師の適切な配置 ③教職員の適切な配置
	7-2 施設等の環境整備	①学校・幼稚園の施設・設備の整備 ②教室の空調設備の整備★ ③ICT環境の整備★
	7-3 危機管理	①家庭，地域および関係機関などと連携した安全確保の推進★ ②危機管理マニュアルに基づいた安全対策の実施 ③通学路の安全対策
	7-4 就学が困難な子どもへの支援	①就学援助・特別支援就学奨励費制度の実施★ ②奨学金制度の実施 ③外国人児童生徒の就学支援の取組
	7-5 学校規模の適正化	①児童生徒数の推移の的確な把握★ ②小規模特認校制度の実施 ③通学区域の弾力化制度の実施
	7-6 教職員の人材育成	①研修講座・研修会の開催★ ②園内・校内研修の支援 ③経験の浅い教員の育成

3 施策の基本的方向別の基本事業と主な取組内容

基本事業の見方

◆**基本事業** *基本事業番号と基本事業名を記載しています。

【担当課】○○○○課

*主な担当課を記載しています。

めざす姿	*この事業を推進することにより、計画期間が終了する平成31年度末までに達成する姿を記載しています。	
現状と課題	*この事業に関する現状、課題、背景などを記載しています。	
主な取組内容	*この事業で実施する主な取組内容を記載しています。 *今後4年間で特に重点をおく取組には、取組名に【重点】と記載しています。	
指 標	*主に教育委員会などの活動内容（活動量）を示す活動指標（または成果指標）を記載しています。	
	現状値（平成27年度）	
	目標値（平成31年度）	

◆基本事業 1-1 英語教育

【担当課】教育指導課

めざす姿	子どもたちが、国際的な視野に立ち、豊かなコミュニケーション能力と、異なる文化・習慣を持つ人々と共生するために必要な能力や態度を身に付けています。	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル化*が加速する中で、コミュニケーション能力とその手段としての語学力、とりわけ英語力を身に付けることが必要です。 ・本市では、小学校にモデル校を指定して英語活動を中心とした研究を進めていますが、小学校英語教育の早期化、教科化を見据えた、小中学校の系統的な英語教育が必要です。 	
主な取組内容	<p>①小中学校の系統的な英語教育の推進【重点】</p> <p>小学校においては、英語の音声や基本表現に慣れ親しませ、「聞くこと」・「話すこと」の学習を中心に英語への興味・関心を高めます。</p> <p>中学校においては、小学校段階での学習内容を踏まえ、「読むこと」・「書くこと」を加えた4技能を総合的に育成するために、各学年の発達段階に応じた学習到達目標を設定し、授業づくりに取り組みます。</p>	
	<p>②外国語指導助手*の活用</p> <p>児童生徒が実践的に英語を使う学習を行うため、外国語指導助手の効果的な活用を図ります。</p>	
指 標	中学校の英語科の年間総授業時間に占める、外国人指導助手が関わる授業時間の割合	
	現状値（平成27年度）	10.2%
	目標値（平成31年度）	20.0%

◆基本事業 1-2 ICTを活用した教育

【担当課】教育指導課

めざす姿	急速に進展する情報化社会において、子どもたちがICT [*] を効果的に活用するとともに、協働型・双方向型の学び [*] を通して、確かな学力を身に付けています。	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度に、すべての小学校にタブレット端末などを整備し、ICTを活用した授業実践に取り組んでいます。各校の整備状況に応じてICTを効果的に活用し、協働的な学びを展開するための指導の工夫が必要です。 ・情報通信技術の進展により、今後ますます情報やICT機器が社会生活には必要不可欠となることから、適切に活用する能力や態度を身に付けることが必要です。 	
主な取組内容	① ICT活用による授業の改善【重点】 確かな学力を育成するため、ICTを積極的に活用した効果的な指導方法の工夫や校内の指導体制づくりにより、協働型・双方向型の学びを推進します。	
	② ICT活用の支援体制づくり ICT活用を推進するための、支援体制づくりに取り組みます。	
指 標	コンピュータ等（タブレット端末を含むパソコン、電子黒板、インターネット等）の情報通信技術を活用して、協働学習や課題発見・解決型の学習指導を行った学校の割合【学校質問紙 [*] 】	
	現状値（平成27年度）	37.5%
	目標値（平成31年度）	70.0%

◆基本事業 1-3 郷土教育

【担当課】教育指導課

めざす姿	子どもたちが、郷土の文化や歴史を背景としたアイデンティティ [※] を持ち、郷土を愛し、地域のために貢献する態度を身に付けています。	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・本市では、小学校中学年用に作成した、社会科副読本「のびゆく鈴鹿市」を活用し、郷土についての学習を行っています。さらに、地域の人材を活用した授業づくりを進める必要があります。 ・本市には、鈴鹿市伝統産業会館、佐佐木信綱記念館、庄野宿資料館などの地域の歴史や偉人、伝統産業に関する数々の文化施設があり、貴重な資料が保存されています。これらを活用し、郷土への理解を深めるとともに、郷土への誇りと愛着を培う必要があります。 	
主な取組内容	①地域教材の開発 子どもたちが郷土への理解を深め、地域の伝統や産業を学ぶために、地域教材のさらなる開発と活用に取り組みます。また、次期学習指導要領 [※] の実施と地域の状況の変化に合わせて、「のびゆく鈴鹿市」の改訂を行います。	
	②地域の人材や文化施設の活用 地域の良さや郷土の豊かな自然、歴史、文化を学ぶため、地域と連携し、地域の人材や文化施設を活用した郷土教育を推進します。	
指 標	地域の人材を外部講師として招き、授業を行った学校の割合【学校質問紙 [※] 】	
	現状値（平成27年度）	87.5%
	目標値（平成31年度）	95.0%

◆基本事業 1-4 環境教育

【担当課】教育指導課

めざす姿	子どもたちが、環境について関心を持ち、自らの問題ととらえて、持続可能な社会の実現に向けて行動しようとする態度を身に付けています。	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化などの環境問題に対する理解を深め、主体的に行動する実践的な態度を身に付けるための環境教育を行う必要があります。 ・学校・幼稚園では、地域の実情に応じた取組を進めていますが、さらに体験学習を取り入れるなど、生活と結びついた環境教育を行う必要があります。 	
主な取組内容	<p>①チャレンジ・エコスクール[※]の推進 地球温暖化の防止や自然環境の保全などの環境問題について理解し、環境の保全に配慮した主体的な行動がとれる子どもを育成していくために、チャレンジ・エコスクールの取組を進めます。</p> <p>②学校・幼稚園や地域の実情に応じた環境教育の推進 海岸清掃や、河川の環境調査など、地域の実情に応じた特色ある環境教育を推進します。</p>	
指 標	チャレンジ・エコスクールに取り組んだ学校の割合	
	現状値（平成27年度）	55.0%（平成26年度）
	目標値（平成31年度）	80.0%

◆基本事業 1-5 主権者教育*

【担当課】教育指導課・教育支援課

めざす姿	<p>子どもたちが、まちづくりや政治について関心を持ち、積極的に社会に関わっていくことで、将来、地域社会の一員として貢献するために必要な能力や態度を身に付けています。</p>					
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・公職選挙法の改正により、選挙権年齢が引き下げられ、満18歳以上となることを踏まえ、子どもたちに主権者としての自覚や社会参画の力を育む必要があります。 ・平成27年度に作成した社会科教育資料「わたしたちのくらしと政治（鈴鹿市版）」を活用した学習を進めています。さらに、家庭、地域と連携し、実際の生活や社会に結びつく学習を展開する必要があります。 ・子ども議会や子ども会議など、体験を通して社会参画意識を培っていく必要があります。 					
主な取組内容	<p>①社会の課題に対応した教育の推進 本市の第3次子どもの健全育成推進基本計画*に基づき、子ども議会などに取り組みます。また、教育活動全般において、本市の社会科教育資料や「広報すずか」などを活用し、身近な社会問題や、直面する課題に対応した教育を推進します。</p>					
	<p>②家庭・地域との連携 家庭や地域と連携し、地域活動への参加や参画に結びつく学習を展開します。</p>					
	<p>③自治的な活動の活性化 集団や社会の一員として、よりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする力を育成するため、児童会や生徒会を中心とした自発的で自治的な活動の活性化を図ります。</p>					
指 標	<p>地域や社会で起こっている問題や出来事を学習の題材として取り扱った学校の割合【学校質問紙*】</p> <table border="1" data-bbox="416 1738 1394 1843"> <tr> <td data-bbox="416 1738 874 1794">現状値（平成27年度）</td> <td data-bbox="874 1738 1394 1794">77.5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1794 874 1843">目標値（平成31年度）</td> <td data-bbox="874 1794 1394 1843">85.0%</td> </tr> </table>		現状値（平成27年度）	77.5%	目標値（平成31年度）	85.0%
現状値（平成27年度）	77.5%					
目標値（平成31年度）	85.0%					

◆基本事業 1-6 アクティブ・ラーニングを導入した教育活動

【担当課】教育指導課

めざす姿	子どもたちが、課題の発見から解決にいたるまでを主体的・協働的に学ぶことのできる資質・能力を身に付けています。	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・全国学力・学習状況調査[※]の結果分析から、本市の児童生徒は活用力に弱みがあることが明らかになっています。 ・児童生徒の活用力を身に付けるために、他者と協働し、課題の発見とその解決に向けて主体的・能動的に学習する、いわゆるアクティブ・ラーニング[※]の視点で授業を展開する必要があります。 	
主な取組内容	<p>①主体的・協働的な授業の展開【重点】</p> <p>言語活動の充実，グループ学習などを通して，子どもたちが主体的・協働的に学びを広げ，深めるための授業改善に取り組みます。</p> <p>②カリキュラム・マネジメント[※]の実施</p> <p>探究的な学びを推進するために，カリキュラム・マネジメントを促進します。</p>	
指 標	自ら課題を設定し，解決に向けて話し合いやまとめ，表現などの学習活動を取り入れた学校の割合【学校質問紙 [※] 】	
	現状値（平成27年度）	60.0%
	目標値（平成31年度）	85.0%

◆基本事業 2-1 キャリア教育*

【担当課】教育指導課

めざす姿	子どもたちが、自分の未来に夢や希望を持ち、社会に貢献しながら自分らしく生きていくために、必要な能力や態度を身に付けています。					
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・全国学力・学習状況調査*の結果によると、夢や目標を持っていると答える本市の児童生徒の割合は全国平均よりやや低い状況にあります。また、自尊感情*が高いとは言えず、失敗を恐れず挑戦することにも弱みがあります。 ・中学校の職場体験学習は、事前・事後学習なども工夫した効果的な実践事例を学校間で共有して、よりよい体験の場としていくとともに、受入先となる事業所の確保を図っていく必要があります。 ・地域で活躍している、いわゆるその分野の「達人」を招いて出前講座を開催する「すずか夢工房」の取組は、教育課程に位置づけ、生き方を学ぶ場となっています。さらに、地域人材の活用を積極的に進める必要があります。 					
主な取組内容	<p>①教育活動全般における計画的な取組【重点】 キャリア教育年間計画の作成と活用を促進し、教科学習、道徳および総合的な学習の時間を横断する教育活動に取り組みます。</p> <p>②職場体験学習の実施 全中学校で4日間を基本とした職場体験学習を実施します。職業調べ、地域や小学校への成果発表など系統的な事前・事後学習を展開することで、生徒の職業観・勤労観を育てるとともに、主体的に進路を選択する態度を育成します。 また、受入先の事業所などに対し、取組についての情報発信を進めるとともに、受入先の確保に努めます。</p> <p>③「すずか夢工房」の実施 教育課程に位置づけた「すずか夢工房」の取組を推進します。</p>					
指 標	<p>将来の夢や目標を持っていると回答した児童生徒の割合【児童質問紙・生徒質問紙】</p> <table border="1" data-bbox="416 1899 1401 2009"> <tr> <td data-bbox="416 1899 874 1957">現状値（平成27年度）</td> <td data-bbox="874 1899 1401 1957">77.8%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1957 874 2009">目標値（平成31年度）</td> <td data-bbox="874 1957 1401 2009">85.0%</td> </tr> </table>		現状値（平成27年度）	77.8%	目標値（平成31年度）	85.0%
現状値（平成27年度）	77.8%					
目標値（平成31年度）	85.0%					

◆基本事業 2-2 教科学習における授業改善

【担当課】教育指導課

めざす姿	子どもたちが、基礎的・基本的な知識・技能，思考力・判断力・表現力，主体的に学習に取り組む態度など，確かな学力を身に付けています。					
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度までの全国学力・学習状況調査[※]の結果において，本市の平均正答率は全国平均を下回る状況にあり，子どもたちの学力向上が課題となっているものの，全国平均との差は年々縮まってきています。また，理科においては，観察・実験の技能に課題があります ・授業の冒頭に学習の見通しを立て（めあて），最後に振り返る活動（振り返り）を行うという学校共通の取組事項は浸透しつつありますが，今後はその質について工夫・改善を図る必要があります。 ・全国学力・学習状況調査の結果によると，本市の児童生徒の家庭での学習時間は，全国平均に比べて短い状況にあります。学習内容の定着を図る上で，家庭学習の時間を増やす必要があります。 					
主な取組内容	<p>①授業の改善【重点】</p> <p>全国学力・学習状況調査などを活用した児童生徒の学力・学習状況の分析をもとに，学力向上に効果のある取組について研究し，授業の工夫・改善を進めます。また，必要に応じて，子どもの習熟度に対応する授業を取り入れます。</p> <p>②授業支援体制づくり</p> <p>一人ひとりの理解に合わせた，きめ細かい指導を行うために，家庭・地域と連携し，学習ボランティアの活用を促進します。また，理科教育の推進を図るため，理科室の整備や実験指導などについて，専門的な知識を有する理科支援員を派遣します。</p> <p>③家庭学習の取組</p> <p>家庭と連携し，家庭学習の充実に取り組みます。</p>					
指 標	<p>授業でのめあての提示と振り返る活動を両方実施している学校の割合【学校質問紙[※]】</p> <table border="1" data-bbox="416 1845 1394 1953"> <tr> <td data-bbox="416 1845 874 1901">現状値（平成27年度）</td> <td data-bbox="874 1845 1394 1901">85.0%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1901 874 1953">目標値（平成31年度）</td> <td data-bbox="874 1901 1394 1953">100%</td> </tr> </table>		現状値（平成27年度）	85.0%	目標値（平成31年度）	100%
現状値（平成27年度）	85.0%					
目標値（平成31年度）	100%					

◆基本事業 2-3 読書活動

【担当課】教育指導課

めざす姿	読書活動を通して、子どもたちが、表現力や想像力を高めるとともに、語彙力や情報を活用する力、自主的に読書をする態度を身に付けています。	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・国は学校司書[*]の配置を学校設置者の努力義務としていますが、本市においては、小中学校に学校図書館巡回指導員[*]を派遣しています。子どもたちの豊かな読書活動を推進するためには、一層学校図書館運営の活性化を図る必要があります。 ・並行読書[*]や調べ学習など、授業において学校図書館を活用していますが、すべての教科などを通じて、子どもたちの発達段階に応じた体系的な読書指導をさらに行う必要があります。 ・子どもたちが、学校の授業以外で読書をする時間は短く読書離れが懸念されることから、家庭と連携することで、子どもたちの日常的な読書の推進を図る必要があります。 	
主な取組内容	①図書館運営の支援体制づくり【重点】 学校図書館巡回指導員を派遣し、学校図書館運営の支援を行います。また、地域の協力のもと、図書館ボランティアを活用し、読み聞かせなど、子どもが読書に親しむ取組を推進します。	
	②学校図書館の活用促進 学校図書館の積極的、効果的な活用を図るとともに、学校図書館活用について教職員の研修を実施します。	
	③体系的な読書指導 多様な読書活動を行うため、国語科を中核とし、すべての教科などを通じて、子どもたちの発達段階に応じた体系的な読書指導を行います。 また、子どもたちが読書に親しむための環境の整備や家庭と連携した取組を行い、日常的な読書の推進を図ります。	
指 標	学校図書館を活用した授業を計画的に行っている学校の割合【学校質問紙 [*] 】	
	現状値（平成27年度）	70.0%
	目標値（平成31年度）	90.0%

◆基本事業 2-4 外国人児童生徒などへの日本語教育

【担当課】教育支援課

めざす姿	外国人児童生徒などが、どの学校に通っても学ぶ喜びを感じ、学力を高め、自己実現を図るための日本語能力を身に付けています。	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教育支援システムの構築が進み、特別の教育課程による日本語指導*を実施していますが、日本語指導が必要な児童生徒は依然多く在籍しています。 ・本市では、ブラジル、ペルーなど南米諸国以外に、フィリピン、中国などアジア諸国からの編入学や転入学が増え、多国籍化・多言語化への対応が課題となっています。 ・日常会話に支障はないものの、教科を学ぶ日本語能力が身につけていない外国人児童生徒などの学力保障や、進路保障をめざした授業改善をさらに進める必要があります。 	
主な取組内容	<p>①特別の教育課程による日本語指導の充実【重点】 日本語指導が必要なすべての外国人児童生徒などに対して、特別の教育課程による日本語指導を行うため、日本語指導者を配置、または派遣します。</p> <p>②日本語教育支援体制づくりの推進 日本語教育コーディネーター*を配置し、J S Lバンドスケール*を活用した日本語能力の把握、特別の教育課程による日本語指導などを全市的に推進します。また、日本語教育担当者ネットワーク会議を開催し、情報共有と実践研究を行います。</p> <p>③適応支援の充実 外国人児童生徒などの在籍校へ、外国人教育指導助手*の配置や外国人児童生徒支援員*などの派遣を行い、初期の適応支援を行います。</p>	
指 標	特別の教育課程による日本語指導を実施している学校で、日本語指導に係る研修会を実施した学校の割合	
	現状値（平成27年度）	58.6%（平成26年度）
	目標値（平成31年度）	100%

◆基本事業 3-1 道徳教育

【担当課】教育指導課

めざす姿	子どもたちが、道徳的な判断力や心情、実践する意欲と態度を身に付けています。	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・次期学習指導要領*で「特別の教科 道徳」が教育課程に位置づけられることから、学校全体で指導の重点や方針について、一層の共通理解を図る必要があります。 ・家庭や地域と連携することにより、社会奉仕活動や自然体験活動などを通して、地域全体で子どもたちの道徳性を育む体制づくりが必要です。 ・小中学校では、各教科などとのカリキュラム・マネジメント*により、道徳教育の年間指導計画を作成していますが、児童生徒の発達段階や学校・地域の実情を踏まえた体系的なものにしていく必要があります。 	
主な取組内容	<p>①学校教育活動全体を通じた道徳教育の推進【重点】</p> <p>道徳教育を、道徳の時間を要として学校教育活動全体を通じて行います。また、「私たちの道徳*」をはじめ、発達段階に応じた教材を年間を通じて計画的・継続的に活用するとともに、多様で効果的な指導方法の工夫・改善に取り組みます。</p> <p>さらに、「三重県 心のノート*」などに掲載されている郷土の伝統文化および偉人に関する教材や、外部講師などの地域の教育力の活用を進めます。</p>	
	<p>②校内体制の構築</p> <p>学校全体で共通理解を図り、一体となって取り組むことができるよう、道徳教育推進教師*を中心とした校内体制の構築を進めます。</p>	
	<p>③年間指導計画の改善</p> <p>各教科や人権教育との関連を踏まえた体系的な年間指導計画の見直しを進めます。</p>	
指 標	「私たちの道徳」を月1回以上活用している学校の割合	
	現状値（平成27年度）	65.0%（平成26年度）
	目標値（平成31年度）	100%

◆基本事業 3-2 情報モラル教育

【担当課】教育支援課

めざす姿	急速に進展する情報化社会の中で、子どもたちが情報モラル [*] を身につけ、情報機器を学習や生活に役立てています。	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校では、ICT[*]を活用する学習機会が増えています。 ・携帯電話やスマートフォンを所持する子どもたちが増加しています。また、家族や友だちとの連絡に、インターネット上のツールが利用されています。 ・子どもたちが、インターネットを通じたトラブルや犯罪に巻き込まれる事件や、誹謗中傷によるいじめなどが発生しています。 ・スマートフォンや携帯ゲーム機の使用時間が増加し、学力の低下や生活習慣の乱れが憂慮されています。 ・情報モラルの推進には、家庭のルール作りが重要であり、保護者への効果的な啓発を行う必要があります。 	
主な取組内容	①授業における情報モラル教育の推進 インターネットの正しい利用や、その危険性について理解する学習を進めます。	
	②情報モラル講座の実施 学校に講師を派遣するなど、携帯電話・スマートフォンを利用したインターネットの正しい使い方教室を実施します。	
	③家庭への啓発の推進 インターネット上のいじめ防止や家庭のルール作りの重要性を啓発するチラシなどを作成し、児童生徒や保護者への啓発に取り組みます。	
指 標	携帯電話・インターネットの正しい使い方教室の実施回数	
	現状値（平成27年度）	36回（平成26年度）
	目標値（平成31年度）	72回

◆基本事業 3-3 文化・芸術活動

【担当課】教育指導課

めざす姿	文化・芸術活動を通して、子どもたちが表現力や創造力を高めるとともに、豊かな感性や情操を身に付けています。	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・美術作品展や書写展、音楽会などの子どもたちの表現の場を設けるとともに、本物の文化・芸術に触れる機会も必要です。 ・本市は、鈴鹿墨や伊勢型紙などの伝統的な工芸文化が受け継がれている地域です。地域の文化や、様々な分野の芸術の良さを味わい、豊かな感性や情操を培っていく必要があります。 	
主な取組内容	①芸術活動の推進 地域と連携し、美術作品展や書写展、音楽会など、子どもたちの芸術活動の発表の場を広げます。また、「すずか夢工房」などの取組を通じて本物の文化・芸術に触れる機会を設けます。	
	②文化部活動の活性化 地域の行事への参加や作品展への出品など、文化部活動を活性化させるための支援を行います。	
指 標	書写展，美術作品展の来場者数	
	現状値（平成27年度）	11,276人
	目標値（平成31年度）	11,500人

基本事業 3-4 生徒指導

【担当課】教育支援課・子ども家庭支援課

めざす姿	子どもたちが自尊感情 [*] を高め、互いに認め合い、公共心や規範意識、人間関係を築く力を身に付けています。	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導提要[*]に基づき、学校教育活動全体を通じ、児童生徒自ら現在や将来における自己実現を図っていくための自己指導能力を育成しています。 ・児童生徒の問題行動などは、低年齢化、複雑化、多様化の傾向にあることから、問題の解決に向けては、市の他部局や関係機関との連携を一層緊密に図る必要があります。 	
主な取組内容	<p>①生徒指導体制づくり【重点】 生徒指導の三つの機能（自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的人間関係を育成する）をあらゆる教育活動に生かし、教員の児童生徒の内面に対する共感的理解と児童生徒との信頼関係に基づく生徒指導体制を構築します。 また、児童生徒の抱える悩みなどをできるだけ早期に発見し、深刻化しないように教育相談を行います。</p> <p>②家庭・地域との連携 生徒指導上の諸課題を解決するための取組について、学校運営協議会[*]で協議するなど、家庭や地域と連携した取組を進めます。</p> <p>③関係機関などとの連携 学校だけでは対応が困難な児童生徒に対して、三重県の生徒指導特別指導員[*]やスクールカウンセラー[*]、スクールソーシャルワーカー[*]などを活用するとともに、警察や児童相談所などの関係機関などと連携した取組を推進します。</p>	
指 標	学校のきまりを守っていると回答した児童生徒の割合 【児童質問紙・生徒質問紙 [*] 】	
	現状値（平成27年度）	94.0%
	目標値（平成31年度）	96.0%

◆基本事業 4-1 体力・運動能力の向上

【担当課】教育指導課

めざす姿	<p>子どもたちが運動に関心を持ち、日常的に運動やスポーツに親しむことで、心身ともに健康な状態にあります。また、それぞれの運動が有する特性に応じて、基礎的な体力や知識を身に付けています。</p>	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・全国体力・運動能力，運動習慣等調査[*]の結果によると，本市の子どもたちの体力は，全国の状況を下回っており，体力向上に一層取り組む必要があります。 ・子どもたちの遊びの質の変化とともに，日常生活の中で体を動かす機会が減少していることから，幼児期から運動に関心を持たせるような取組が必要です。 ・中学校の運動部活動においては，生徒の心身の成長に資するよう，適切な運営と効果的な指導が必要です。 	
主な取組内容	<p>①体力向上に向けた授業の改善【重点】 全国体力・運動能力，運動習慣等調査結果の分析をもとに，学校全体で体力状況の課題解決に向けた年間計画を作成し，保健体育科などの授業改善に取り組みます。</p>	
	<p>②運動の日常化の取組 幼児が楽しみながら体を動かすことができるよう，鈴鹿市版幼児の体力向上実践プログラム「きらきらタイム[*]」の取組を推進します。また，児童生徒が，始業前や休み時間などに運動に親しむなど，小中学校における運動の日常化の取組を推進します。</p>	
	<p>③鈴鹿市運動部活動指針に基づいた部活動 鈴鹿市運動部活動指針[*]に基づき，指導内容や方法についての工夫・改善，体罰の根絶など，運動部活動を適切に行います。</p>	
指 標	<p>全国体力・運動能力，運動習慣等調査を全学年で実施した学校の割合</p>	
	<p>現状値（平成27年度）</p>	<p>62.5%（平成26年度）</p>
	<p>目標値（平成31年度）</p>	<p>80.0%</p>

◆基本事業 4-2 健康に関する教育

【担当課】学校教育課・教育指導課

めざす姿	子どもたちが、生涯にわたって健康で充実した生活を送るために必要な知識や能力を身に付けています。	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的に性の問題行動、薬物乱用など、子どもたちの健康課題が多様化している中、健康に関する正しい知識を身に付け、自らの生き方について考え、行動できるよう指導する必要があります。 ・保健体育科などの教科指導を中核として、学校の教育活動全体を通じた体系的な健康教育の充実が必要です。 ・市全体で肥満傾向の児童生徒は減少傾向にあるものの、子どもたちの生活習慣病や生活習慣病予備軍が増加しています。一方で、痩身も課題となっており、肥満や痩身が子どもたちに及ぼす影響は様々であり、子どもときから生涯にわたって健康な生活習慣をつくるのが大切です。 	
主な取組内容	①疾病予防や生活習慣病対策の啓発【重点】 小中学校における教科指導や保健だよりの発行などにより、子どもたちや保護者に対して疾病予防や生活習慣病対策の啓発に取り組めます。	
	②学校医や医療機関との連携の強化 医師会などの専門的見地からの助言を参考に、保護者や児童生徒などが直接参加できる健康相談会に取り組めます。	
	③外部指導者の活用 性に関する問題について、一層の理解を深め、その予防に資するために外部指導者を活用した健康教育出前講座を実施します。	
指 標	健康の三原則（運動、栄養（食事）、睡眠）の大切さを、「様々な場面で計画的に」又は「機会を捉えて適宜」、児童生徒に伝えている学校の割合【学校質問紙※】	
	現状値（平成27年度）	92.5%
	目標値（平成31年度）	100%

◆基本事業 4-3 食育*

【担当課】教育指導課

めざす姿	子どもたちが、食に関する正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく能力などを身に付けています。	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の児童生徒の80%以上は毎日朝食を食べていますが、学年が上がるにつれて摂取率が下がる傾向があり、すべての子どもたちが望ましい食習慣を身に付ける必要があります。 ・学校においては、各教科などに関連した食に関する年間指導計画を作成し、栄養教諭と連携した授業などを行っています。今後も家庭・地域と連携し、学校教育活動全体で取り組む食育*の指導体制の構築が必要です。 ・地域人材の活用や地産地消*の観点を含め、地域の特色を生かした食育の推進が必要です。 ・学校給食を生きた教材とした食に関する指導に取り組む必要があります。 	
主な取組内容	<p>①学校・幼稚園、家庭、地域の連携による食育の推進【重点】 栄養教諭と食育担当者が中心となり、学校・幼稚園、家庭、地域の連携による食育を推進します。</p>	
	<p>②学校教育活動全体で取り組む指導体制の構築 望ましい食生活や食に関する子どもの実践力を育むため、家庭科をはじめとして、各教科、学校給食、特別活動などに関連させ、学校教育活動全体で取り組む食育の指導体制の構築を図ります。</p>	
	<p>③学校給食を活用した食育の推進 食文化の伝承や地産地消の推進など、学校給食を「生きた教材」として活用し、望ましい食生活などに対する子どもたちの関心と理解を深めます。</p>	
指 標	栄養教諭と連携した授業などの年間時間数（栄養教諭1人当たり）	
	現状値（平成27年度）	141.7時間（平成26年度）
	目標値（平成31年度）	160.0時間

◆基本事業 4-4 学校給食の実施

【担当課】 学校教育課・教育総務課

めざす姿	安全・安心な学校給食の実施を通して、適切な栄養の摂取により子どもたちの心身の健康の保持増進が図られています。	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校と幼稚園は学校給食センターと単独調理校で、中学校は第二学校給食センターで、学校給食を調理しています。中学校給食については調理配送業務を民間に委託しています。 ・食物アレルギーに関連した誤食などの事故防止は、全国的な課題となっています。食物アレルギーのある子どもたちに対しては除去食*対応をしていますが、対象となる子どもたちの数が年々増加しています。 ・栄養教諭や学級担任を中心に食育*や給食指導を行っています。食に対する考え方や嗜好の変化もあり、食べ残しが課題となっています。 ・平成23年3月に「すずかの地産地消推進条例」が制定されており、学校給食においても地産地消*を推進する必要があります。 	
主な取組内容	<p>①安全・安心な給食の提供【重点】</p> <p>献立検討委員会*を定期的開催し、より良い給食を実施するとともに、調理員講習会を実施し、技術や意識の向上に努めます。また、食物アレルギーのある子どもたちへの除去食の実施や学校における対応なども含めて、安全・安心な給食を提供します。さらに、学校給食センターや単独調理校の施設・設備の改修および修繕を適宜実施します。</p>	
	<p>②調和のとれた食事に関する知識の啓発</p> <p>食育の時間や給食時の放送、食育通信などを利用し、給食に使用する食材をはじめ、料理、栄養などについて啓発することで、子どもたちの食への意識や知識を深めることに取り組みます。</p>	
	<p>③地産地消の推進</p> <p>学校給食の献立に地元産の食材を積極的に取り入れ、地産地消の推進に取り組みます。</p>	
指 標	小学校の単独給食室の改修事業における改修済みの施設の割合	
	現状値（平成27年度）	36.8%
	目標値（平成31年度）	100%

基本事業 5-1 人権教育

【担当課】教育支援課

めざす姿	子どもたちが、身の回りにある人権問題・いじめ問題に対する理解と認識を深め、自分も他者も大切にし、互いの人権を守るための実践行動ができる力を身に付けています。					
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・鈴鹿市人権教育基本方針*および鈴鹿市いじめ防止基本方針*に基づき、あらゆる差別やいじめをなくそうと取り組んでいます。 ・子どもたちの人権意識を育むためには、家庭、地域、学校・幼稚園と関係機関との連携が必要です。 					
主な取組内容	<p>①学校・幼稚園における人権教育の推進【重点】</p> <p>学校・幼稚園では、人権教育推進計画*や人権教育カリキュラム*に基づき、学校教育活動全体を通じた人権教育を計画的・組織的に進めます。</p> <p>中学校区では、中学校区人権教育カリキュラム*に基づき、学校・幼稚園が連携し、それぞれの地域の教育課題に応じた総合的・系統的な人権教育の推進を図ります。</p> <p>また、子ども人権フォーラム*を行うとともに、人権教育の取組を、積極的に家庭・地域に発信します。</p> <p>②いじめ防止の推進</p> <p>鈴鹿市いじめ防止基本方針、学校いじめ防止基本方針*に基づき、未然防止と早期発見、いじめ事案発生時の組織的対応などの取組を進めます。また、児童生徒が主体的に取り組むいじめ防止の取組を行います。</p> <p>③鈴鹿市人権教育センターの活動</p> <p>地域における人権教育の拠点として、創作・体験活動や学習活動を通して、子どもが権利の主体者であることや人権尊重のまちづくりについて学ぶ場を提供します。</p>					
指 標	<p>三重県人権教育実態調査において、保護者・地域への啓発活動に取り組んでいると回答した学校の割合</p> <table border="1" data-bbox="416 1845 1394 1953"> <tr> <td data-bbox="416 1845 874 1899">現状値（平成27年度）</td> <td data-bbox="874 1845 1394 1899">67.5%（平成26年度）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1899 874 1953">目標値（平成31年度）</td> <td data-bbox="874 1899 1394 1953">80.0%</td> </tr> </table>		現状値（平成27年度）	67.5%（平成26年度）	目標値（平成31年度）	80.0%
現状値（平成27年度）	67.5%（平成26年度）					
目標値（平成31年度）	80.0%					

◆基本事業 5-2 特別支援教育*

【担当課】 教育指導課

めざす姿	<p>子どもや保護者の教育的ニーズに沿った、早期からの途切れのない支援体制が構築され、子どもたちが自立し社会に参加する力を身に付けています。</p>
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援が必要な子どもたちについて、進学時や転学時に「すずかっ子支援ファイル*」を活用した引継会議を実施しています。円滑な受入れのために、きめ細かな引継体制の構築が必要です。 ・教員は関係機関と連携し、専門的な知見や指導・助言を得て指導力の向上に努め、教育内容を充実させる必要があります。 ・特別な支援が必要な子どもたちには、教員が個々に応じた対応をする必要があります。本市では、特別支援学級に加えて通級指導教室*を設置し、子どもたち一人ひとりのニーズに応じた教育を行っています。 ・特別支援教育コーディネーター*を全校に位置づけ、校内で保護者を含めた支援会議を実施しています。今後も、特別支援教育コーディネーターを核とした、校内支援体制を構築する必要があります。
主な取組内容	<p>①途切れのない支援体制づくり【重点】</p> <p>途切れのない支援を行うために、特別支援教育コーディネーターを中心として、学校・幼稚園などと連携し、引継体制の構築を図ります。</p> <p>また、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を含む「すずかっ子支援ファイル」を作成するとともに、進学や転学時の引継、継続的な支援などにおいて活用を進めます。</p> <p>②特別支援学校や関係機関と連携した教育</p> <p>特別支援学校や関係機関と連携し、児童生徒の実情に合った教育課程の編成を進めます。また、通常の学級との交流・共同学習を通して、共生社会の形成を進めます。</p> <p>③通級指導教室*の効果的な運用</p> <p>通級指導教室の効果的な運用を進めるとともに、校内支援体制の構築により、通常の学級における指導に生かされるよう連携を図ります。</p>

指 標	通常の学級に在籍する支援が必要な児童生徒の「個別の教育支援計画」の作成率	
	現状値（平成27年度）	75.9%
	目標値（平成31年度）	100%

◆基本事業 5-3 多文化共生教育

【担当課】教育支援課

めざす姿	子どもたちが異なる文化や習慣を認め合い、安心して生活を送り、社会を共に生きていく力を身に付けています。	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の小中学校に在籍する外国人児童生徒の割合は、3.77%（平成27年5月1日現在）と県下でも高い状況であり、国籍は24か国に及んでいます。 ・本市では、平成23年3月に鈴鹿市多文化共生推進指針*を策定し、計画的かつ総合的に多文化共生*の推進を図っています。 ・異なる文化や習慣を持つ児童生徒が多く在籍していることから、文化と価値観の多様性について理解し、共に生きていこうとする感性と態度の育成が必要です。 	
主な取組内容	<p>①多文化共生に関わる授業づくり</p> <p>外国人の人権に関わる知的理解を深め、また多文化共生の人権感覚を育てる授業づくりを進めます。また、多文化共生教育実践EXPO*を実施し、実践交流を進めます。</p>	
	<p>②異文化を尊重しあう関係づくり</p> <p>「自分らしさ」を認め合う関係をつくり、子どもたち一人ひとりの自尊感情*が高められるよう取組を進めます。</p>	
	<p>③家庭、地域との連携</p> <p>学校・幼稚園の多文化共生に関わる取組を積極的に発信し、家庭・地域と連携した取組を進めます。</p>	
指 標	多文化共生教育実践EXPOに参加した教職員の人数	
	現状値（平成27年度）	56人（平成26年度）
	目標値（平成31年度）	80人

◆基本事業 5-4 安全教育

【担当課】教育支援課・教育指導課

めざす姿	子どもたちが、自分の命は自分で守る力と、学校・幼稚園、家庭や地域の安全活動に自ら進んで参加・協力できる力を身に付けています。	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・本市では、毎年100件余りの児童生徒の交通事故が発生し、交通事故防止が課題となっています。 ・学校・幼稚園において安全教育を教育課程に位置づけ、年間指導計画を作成しています。 ・防犯を含む生活安全・交通安全・災害安全（防災）の3つの領域について、取組を進める必要があります。 ・家庭や学校・幼稚園だけではなく、地域全体で子どもたちを見守る体制の拡充が必要です。 	
主な取組内容	<p>①交通安全教育の推進【重点】</p> <p>子どもたちが交通事故の当事者とならないため、「交通安全教室」を警察や関係団体と連携して行います。</p>	
	<p>②防犯教育の推進</p> <p>犯罪被害を回避する能力が子どもたちに身につくよう、参加・体験できる「防犯教室」を警察と連携して行います。また、子どもたちが通学路や校区を点検し、犯罪や交通事故などが起こりやすい箇所を見つけてマップに表す「安全マップ」づくりを進めます。</p>	
	<p>③防災教育の推進</p> <p>避難訓練の計画の立案、実施などについて、各校に学校防災リーダーを位置づけ、防災教育の推進を図ります。</p> <p>また、毎年、「防災カルテ※」を見直し、保護者と学校・幼稚園が災害時の避難先の情報を共有することで、防災意識を高めます。</p>	
	<p>④家庭、地域および関係機関との連携</p> <p>安全安心ボランティア※による登下校時の見守り活動や巡回活動、保護者・地域と連携した防災学習や避難訓練などを実施するなど、家庭、地域、関係機関と連携した取組を進めます。</p>	
指 標	学校・幼稚園の交通安全教室の開催回数	
	現状値（平成27年度）	65回（平成26年度）
	目標値（平成31年度）	75回

◆基本事業 5-5 不登校対策

【担当課】教育支援課

めざす姿	子どもたち一人ひとりが、学校や学級で自分の居場所や存在感を実感し、安心して意欲的に学んでいます。	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・本市では、平成22年度以降、不登校[*]の児童生徒の割合が、国・県と比較して大きく上回っています。 ・学校において子どもや保護者に適切な支援ができるよう、校内体制を整備する必要があります。 ・不登校は、要因や背景が多様であり、学校だけでは解決が困難な場合も多いことから、関係機関との連携が必要です。 	
主な取組内容	①学校支援体制づくり【重点】 不登校対策担当者会を開催するとともに、スクールライフサポーター [*] や学識経験者などを学校に派遣し、学校における不登校対策を支援します。	
	②魅力ある学校・学級づくり 集団づくりや授業づくりの取組を通して、子どもたち一人ひとりが安心して意欲的に学ぶことができる魅力ある学校・学級づくりを行います。	
	③適応指導教室[*]の運営 「けやき教室」、「さつき教室」を運営し、不登校の児童生徒に居場所を提供し、学校復帰や社会的な自立に向けた支援を行います。	
	④家庭・関係機関との連携 不登校の要因や背景に応じて、子ども家庭支援課や児童相談所などとの連携を図り、個に応じた支援を行います。	
指 標	スクールライフサポーターや学識経験者などを活用した学校の割合	
	現状値（平成27年度）	35.0%（平成26年度）
	目標値（平成31年度）	50.0%

◆基本事業 6-1 開かれた学校・幼稚園づくり

【担当課】教育支援課

めざす姿	<p>子どもたちの豊かな成長を支えるために、学校運営協議会[*]の取組が充実し、保護者や地域住民の学校・幼稚園活動への参加が進み、家庭、地域、学校・幼稚園が一体となった教育活動が行われています。</p>	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての小中学校で鈴鹿型コミュニティ・スクール[*]を推進し、「地域とともにある学校づくり」を進めています。 ・コミュニティ・スクール[*]の運営に関して、学校支援ボランティア[*]の減少や、保護者や地域への啓発について課題があります。 ・学校・幼稚園の情報を積極的に発信し、教育活動への理解を深めるとともに、多様な地域人材や資源を活用することが必要です。 	
主な取組内容	<p>①コミュニティ・スクールの推進【重点】 学校運営協議会を中心に、家庭、地域、学校が子どもの教育課題を共有・協議し、めざす子ども像の実現に向けて、それぞれが主体的に活動を重ねる「協働型」のコミュニティ・スクール[*]を推進します。また、中学校区を単位とした取組を支援します。</p>	
	<p>②コミュニティ・スクール関係者の資質の向上 学校運営協議会委員や地域コーディネーター[*]などの共通認識を深めるために、有識者による講演会や先進地域の取組に関する研修会を実施します。</p>	
	<p>③地域と連携した教育活動の推進 日常の教育活動をはじめ、土曜日や放課後などにおいて、学校支援ボランティアやゲストティーチャー[*]など、地域人材の活用を推進します。</p>	
指 標	<p>校長、教頭、担当教職員、学校運営協議会委員、地域コーディネーターを対象に実施するコミュニティ・スクールに関する意識調査において、「協働型」の段階にあると回答した割合</p>	
	現状値（平成27年度）	13.7%（平成26年度）
	目標値（平成31年度）	23.0%

◆基本事業 6-2 小中一貫教育を視野に入れた幼稚園・小学校・中学校の連携

【担当課】教育指導課・子ども育成課

めざす姿	幼稚園入園から中学校卒業までの連続する育ちを踏まえた教育活動を展開することで、子どもたちが豊かな心と確かな学力を身に付けています。	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・就学・進学に伴って、小1プロブレム[*]、中1ギャップ[*]などの課題がみられます。各段階で滑らかな接続を図ることで、子どもたちが安心して学べる環境をつくる必要があります。 ・子どもたち一人ひとりの育ちに応じたきめ細かい教育を実現するために、幼稚園・小学校・中学校が連携し、一貫した教育方針のもとで学力向上の取組を行う必要があります。 	
主な取組内容	①中学校区における一貫した教育の推進体制づくり【重点】 幼稚園・小学校・中学校が連携を強化し、教育課題や方針を共有するための推進体制を構築します。	
	②小学校区・中学校区における教職員の交流 校区の幼稚園・小学校・中学校における公開授業などの実施により、教職員の交流を促進します。	
	③調査・研究の推進 小中一貫教育に関する調査・研究を進めるとともに、市内の取組や研究の成果を発信し、啓発に努めます。	
指 標	教科の指導内容や指導方法について、近隣の校種の違う学校と連携している学校の割合【学校質問紙 [*] 】	
	現状値（平成27年度）	62.5%
	目標値（平成31年度）	85.0%

◆基本事業 6-3 就学前の保育・教育の体制づくり

【担当課】教育指導課・子ども育成課

めざす姿	<p>幼児教育の重要性を踏まえ、保育・教育の質の高まりによって、子どもたちに生涯にわたる人間形成の基礎が身に付いています。</p>	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・保育、教育の質を高める観点から、教職員の指導力向上が必要です。 ・近年の少子化や保育ニーズの変化により、市立幼稚園の園児数が減少しており、適正規模の集団を確保することが必要です。 ・幼児一人ひとりに対するきめ細かな指導を行う必要があります。また、幼児期から遊びを通して体力を向上させる必要があります。 ・核家族化などが進む現状にあって、保護者の子育てを支援するために、家庭、地域との連携を強化する必要があります。 	
主な取組内容	<p>①保育所と幼稚園の連携【重点】 教職員の資質向上のため、保育所・幼稚園の一体化を見据え、合同研修会を開催します。</p>	
	<p>②鈴鹿市立幼稚園再編整備計画※の推進 適正規模の集団による教育を確保するため、鈴鹿市立幼稚園再編整備計画に基づき、市立幼稚園の再編整備を推進します。</p>	
	<p>③就学前教育の推進 すべての幼稚園で「CLM※と個別の指導計画」、「きらきらタイム※」の取組などを推進します。また、保護者の子育て支援のため、地域の親子を対象とした幼稚園の開放や、保護者参加型の保育参観を行います。</p>	
指 標	<p>保育所・幼稚園合同研修会におけるアンケートで研修内容に満足したと回答した参加者の割合</p>	
	現状値（平成27年度）	90.6%
	目標値（平成31年度）	95.0%

◆基本事業 7-1 人的環境の整備

【担当課】学校教育課

めざす姿	<p>少人数教育[*]，特別支援教育[*]，国際化対応などの加配教員[*]や講師，介助員などを小中学校・幼稚園に適切に配置し，子どもたちが安心して楽しく学べる環境が整っています。</p>	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数教育を行う講師の活用や授業形態の工夫などにより，子どもたちの学力向上や，個に応じたきめ細かな指導を一層充実する必要があります。 ・地元の特別支援学級への入級を希望する児童生徒や，通常の学級に在籍する発達障がいなどの子どもたちが増加しており，特別支援教育が一層重要となっています。 ・各校の状況に応じて，講師や介助員などの効果的な配置に努めていますが，さらにきめ細かく対応することが求められています。 	
主な取組内容	<p>①介助員などの適切な配置【重点】 介助や支援が必要な子どもたちが在籍する小中学校・幼稚園に，介助員や支援員，看護師を配置します。</p>	
	<p>②加配教員，講師の適切な配置 少人数教育の実施をはじめ，特別支援教育コーディネーター[*]の業務の充実，土曜日の教育活動の充実，小中学校の連携促進のための講師を小中学校へ配置します。</p>	
	<p>③教職員の適切な配置 児童生徒に確かな学力を身に付けさせるため，指導力，年齢，男女比および各校の諸課題などを考慮したバランスのとれた人的配置を行います。</p>	
指 標	<p>介助員一人当たりに対する特別支援学級の児童生徒数</p>	
	現状値（平成27年度）	5.2人
	目標値（平成31年度）	4.8人

◆基本事業 7-2 施設等の環境整備

【担当課】教育総務課・教育指導課

めざす姿	安全で快適な学校・幼稚園施設で、子どもたちが安心して学校生活を送っています。	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の学校・幼稚園施設は、昭和40年代から50年代にかけて建築されたものが多く、老朽化が進んでいます。また学校施設内の設備についても、年月の経過により機能低下が進行している状況にあることから、施設や設備について改修の必要があります。 ・近年の地球温暖化の影響などにより、夏期の猛暑日の発生が顕著になり、学校環境衛生基準に定められた室温[*]を超過することがあり、学習環境の改善を図る必要があります。 ・教育のICT化については、国において「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画」が策定されています。本市においても児童生徒の教育用をはじめ、教職員の校務用も含めたICT[*]の一層の充実が必要です。 	
主な取組内容	①学校・幼稚園の施設・設備の整備 学校・幼稚園の施設や設備の老朽化対策として、計画的な整備を進めます。	
	②教室の空調設備の整備【重点】 夏期の猛暑対策、冬期の厳寒対策として、小中学校の各教室に空調設備を設置して、学習環境の改善を図ります。	
	③ICT環境の整備【重点】 教職員が校務のために使用するコンピュータや子どもたちが授業で使用するICT機器の整備を進めます。	
指 標	教職員が校務のために使用するコンピュータの配備率	
	現状値（平成27年度）	72.2%
	目標値（平成31年度）	100%

◆基本事業 7-3 危機管理

【担当課】教育支援課・教育指導課

めざす姿	学校・幼稚園の内外における子どもたちの安全確保に取り組む体制が構築され、子どもたちの安全性が確保されています。	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・本市では、児童生徒の交通事故をはじめ不審者情報も多数寄せられていることから、自然災害への対応を含めて、子どもの安全確保に取り組む必要があります。 ・学校・幼稚園において学校安全計画などを策定・実施し、危険等発生時対処要領※に基づく危機管理が行われています。 ・すべての学校でPTAや地域と連携したパトロール隊を組織し、登下校を中心に、地域ぐるみで子どもの安全・安心対策が行われています。 ・安全安心ボランティア※の人数は減少傾向にあり、ボランティアの確保が課題となっています。 ・鈴鹿市通学路交通安全プログラム※に基づき、通学路の安全対策を継続的に進めています。 	
主な取組内容	<p>①家庭、地域および関係機関などと連携した安全確保の推進【重点】 子どもの登下校時や放課後の安全確保のためにパトロールを実施するとともに、安全安心ボランティアや地域自主防犯団体※などと連携し、地域全体で子どもたちを守る体制整備を進めます。また、本市のメール配信システム「メルモニ」を活用し、携帯電話やパソコンを通じて不審者情報を提供します。</p> <p>②危機管理マニュアルに基づいた安全対策の実施 危機発生時には適切な行動をとることができるよう、学校・幼稚園の実情にあわせて、危機管理マニュアルの見直しを定期的に行います。</p> <p>③通学路の安全対策 子どもたちの登下校時の安全確保を図るために、道路管理者、警察などの関係機関と連携して、鈴鹿市通学路交通安全プログラムに基づく通学路の合同点検や、安全対策の改善に取り組みます。</p>	
指 標	安全安心ボランティアの登録人数	
	現状値（平成27年度）	4,516人（平成26年度）
	目標値（平成31年度）	5,000人

◆基本事業 7-4 就学が困難な子どもへの支援

【担当課】学校教育課・教育支援課

めざす姿	<p>経済的理由などにより就学が困難な家庭に対し、就学援助費[*]や特別支援教育就学奨励費[*]及び奨学金の支給・給付などが適切に行われることにより、対象の児童生徒が円滑に就学しています。</p>	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・一人親世帯の増加、雇用状況の悪化などにより、就学援助の認定件数は年々増加傾向にあります。今後も、支援を必要とする保護者に向けて、関係する情報の広報などに努める必要があります。 ・人材の育成の観点から、高等学校、高等専門学校及び大学に通う生徒を対象として、奨学金の給付を行い、経済的理由により就学が困難な生徒に対する支援をしています。 ・多国籍化、多言語化が進む中で、外国人児童生徒への就学支援、多言語による情報提供や制度の周知などの対応が必要です。 	
主な取組内容	<p>①就学援助・特別支援就学奨励費制度の実施【重点】 就学援助や特別支援教育就学奨励費制度を実施し、経済的理由により就学が困難な家庭の支援に取り組みます。</p>	
	<p>②奨学金制度の実施 奨学金については、限られた原資の中で、計画的・継続的な制度の運用を行います。</p>	
	<p>③外国人児童生徒の就学支援の取組 外国人児童生徒や保護者などが、学校制度などについて理解を深め、夢や目標を持って学校での学習に意欲的に取り組めるよう、就学ガイダンス[*]や進路ガイダンス[*]などで情報提供を行います。また、初期的な適応を行う就学支援教室を運営します。</p>	
指 標	<p>就学援助制度についての広報などによる周知回数</p>	
	<p>現状値（平成27年度）</p>	<p>4回（平成26年度）</p>
	<p>目標値（平成31年度）</p>	<p>5回</p>

◆基本事業 7-5 学校規模の適正化

【担当課】学校教育課

めざす姿	<p>児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、切磋琢磨するために、一定の規模の集団が確保されているとともに、適正な規模での教育環境が整っています。</p>	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年1月に、学校統廃合の適否や小規模校を存置する場合の充実策などを検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点をまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」が文部科学省から示されました。 ・小規模校対策として平成27年度から小規模特認校制度[*]を開始していますが、今後の児童生徒数の推移を把握した上で、市内の小規模校の今後のあり方について検討する必要があります。 ・大幅な児童生徒数の増加により、施設面などで過密な教育環境となっている学校もあり、今後も児童生徒数の増加が見込まれるため、過密化を解消するための対策が必要です。 	
主な取組内容	<p>①児童生徒数の推移の的確な把握【重点】</p> <p>今後の児童生徒数の推移の的確な把握に努めるとともに、将来的な統廃合を視野に入れて学校の適正規模・適正配置の検討を行います。</p>	
	<p>②小規模特認校制度の実施</p> <p>小規模校対策として、平成27年度から合川小学校において小規模特認校制度を開始していますが、今後に向けて成果や課題を検証します。</p>	
	<p>③通学区域の弾力化制度[*]の実施</p> <p>白子中学校区、旭が丘小学校区に在住する児童生徒については、平成28年度から「通学区域の弾力化制度」を開始し、過密化解消対策としての効果を検証します。</p>	
指 標	<p>学校規模の適正化に関する事項の広報などによる周知回数</p>	
	<p>現状値（平成27年度）</p>	<p>6回（平成26年度）</p>
	<p>目標値（平成31年度）</p>	<p>8回</p>

◆基本事業 7-6 教職員の人材育成

【担当課】教育指導課・学校教育課・教育支援課

めざす姿	<p>教職員がそれぞれのキャリアステージ*や職務に応じて、高度な専門知識、実践的指導力、人間力を高めるための研修をし、指導力が向上しています。</p>	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が各キャリアステージに応じた専門性を身に付けるとともに、今日的な教育課題について研究を深め、職務に生かすため、常に学び続ける研修の場が必要です。 ・特色ある学校・幼稚園づくりのため、それぞれの実態に沿ったより効果的な校内・園内研修となるよう工夫する必要があります。 ・今後、若年層の教職員が増加していくことから、経験の浅い教職員の授業力・学級経営力などの基礎的・基本的な力量を向上させる必要があります。 	
主な取組内容	<p>①研修講座・研修会の開催【重点】</p> <p>教職員のキャリアステージや職務に応じた研修講座を開設し、教職生活全体を通じて学び続ける教職員を継続的に支援します。若手の教職員には学級経営や教科指導などの基礎的な講座を、中堅の教職員には職務に応じた専門的分野の講座を、経験を積んだ教職員には喫緊の教育課題や学校経営に関する講座を中心に開設します。</p> <p>また、人権教育や特別支援教育などの担当者を対象とした研修会を実施します。</p>	
	<p>②園内・校内研修の支援</p> <p>学校・幼稚園における研修を推進するために、指導主事*が校内・園内研修体制に対する指導・助言を行います。</p>	
	<p>③経験の浅い教員の育成</p> <p>豊かな教職経験を有する支援員による経験の浅い教員への指導・助言を行います。</p>	
指 標	研修講座の1講座当たりの参加者数	
	現状値（平成27年度）	37人
	目標値（平成31年度）	40人

第5章 計画の効果的な推進のために

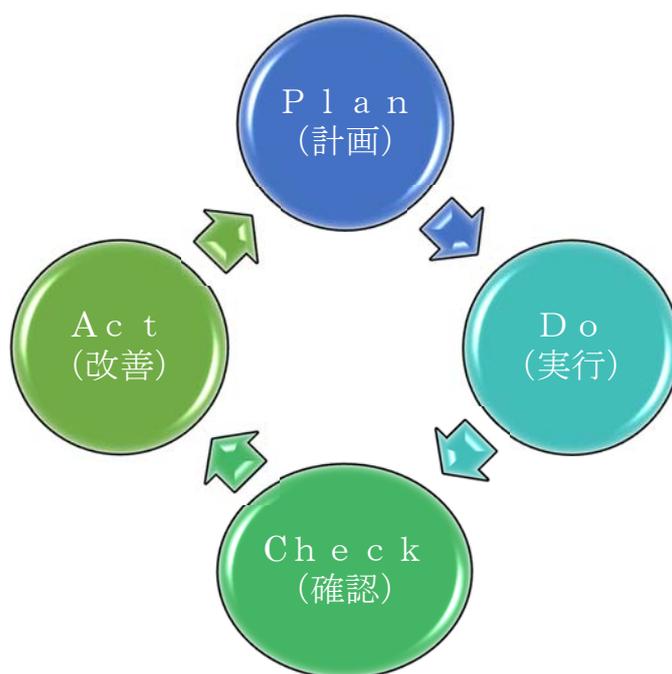
1 進行管理

本計画を効果的に推進し、継続的な改善を図るために、進行管理においては、PDCAサイクルによる考え方を基本とし、計画⇒実行⇒確認⇒改善のサイクルを繰り返しながら、事業の振り返りや見直しを図り、より実効性が担保できるようにします。

具体的には、法第26条に基づく「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」を用いて、教育委員会での意見聴取や審議、また教育に関し学識経験を有する外部有識者の知見の活用を図り、達成すべき目標値へ向けた各種取組の進捗状況を毎年点検し、必要に応じ見直し・改善を行います。

なお、今後4年間に集中して取り組む施策を進めていきますが、急速に変化する社会の中で、教育が対応すべき新たな課題が生じた場合は、適時適切に検討し、迅速に対応することとします。

PDCAサイクル



2 関係機関との連携・協力

子どもを取り巻く課題は多様かつ複合的になっており、関係する市長部局とともに、全市的に取り組みます。

また、子どもたちを育成するためには、社会全体で子どもの成長と自立を支えていく必要があります。本計画の推進にあたり、学校、家庭、地域はもとより、関係機関、ボランティアの方々などと連携・協力していきます。

さらに、市長、教育長および教育委員会委員から構成される総合教育会議において、教育政策の方向性を共有し、より効果的に施策の展開を図ることにより、総合教育会議を活用した教育委員会の活性化をめざします。

3 計画の周知

本計画の推進のためには、家庭、地域、学校などに、本計画を広く知ってもらう必要があります。ホームページやフェイスブックを始め、広報などの媒体を利用しながら、本計画を周知していきます。

また、各事業の実施にあたり、市民の皆様、関係機関・各種団体との取組が必要であると考えますことから、教育に関する施策の情報収集、発信を図り、教育行政に対するニーズの把握・反映に努めていきます。

用語解説（50音順）

あ

■アイデンティティ

自分が自分であること、さらにはそうした自分が、他者や社会から認められているという感覚のこと。日本語では「自我同一性」「自己同一性」と呼ばれるたり、「存在証明」とも訳される。

■アクティブ・ラーニング

教員からの一方向的な講義で知識を覚えるのではなく、児童生徒が主体的に参加し、仲間と深く考えながら課題を解決する力を養うことを目的とした授業手法。議論やグループワークなどが挙げられることが多い。

■安全安心ボランティア

登下校時の見守りや交通安全指導などを行う学校支援ボランティア

か

■外国語指導助手

外国語を指導する教員を補佐し、主に外国語の会話の指導にあたる外国人補助員

■外国人教育指導助手

外国人児童生徒の在籍数が多い学校に配置し、主に外国人児童生徒や保護者に対する通訳や翻訳業務にあたる。

■外国人児童生徒支援員

鈴鹿市教育委員会事務局に配置し、主に外国人教育指導助手の配置のない学校を巡回して、外国人児童生徒や保護者に対する通訳や翻訳業務にあたる。

■学習指導要領

学校教育法施行規則に基づき、学校の教育内容の基準として定められているもの

■学校いじめ防止基本方針

各学校の実態などに応じたいじめの防止などについて、基本的な方向性や取組の内容などを示したもの（平成26年度策定）

■学校運営協議会

教育委員会から任命された保護者や地域住民の委員が、学校運営や様々な課題解決に参画し、子どもたちの成長を支えていくコミュニティ・スクール推進のための中核となる組織

■学校環境衛生基準に定められた室温

摂氏10度以上、30度未満であることが望ましいとされている。

■学校支援ボランティア

学校の教育活動や環境整備などを支援する地域住民や保護者など。

■学校司書

専ら学校図書館の職務に従事する職員

■学校質問紙

全国学力・学習状況調査、または全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、学校に対し実施される指導方法に関する取組や教育条件の整備状況などに関するアンケート調査

■学校図書館巡回指導員

学校図書館を活性化させ、子どもたちの読書活動や学習活動および図書館運営を支援するために、小中学校を巡回し指導する司書の資格をもつ指導員

■加配教員

法令に基づいて算定される学校の教員定数に上乗せして配置される教員

■カリキュラム・マネジメント

教育課程を複数教科にわたって編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。

■危険等発生時対処要領

学校・幼稚園において、災害発生時などの対応について、教職員の役割などを明確にし、学校・幼稚園における危機発生時の体制を確立するための要領

■キャリア教育

学校教育と職業生活との円滑な接続を図るため、望ましい職業観・勤労観および職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育

■キャリアステージ

教職員の経験年数に応じて求められる職務の段階

■協働型・双方向型の学び

子どもが自ら疑問に思ったこと、または指導者が掲げた課題に対して、考えを共有・比較し、意見を述べ合いながら、子ども同士が教え合い理解を深める学習

■「協働型」のコミュニティ・スクール

学校運営協議会での協議を生かし、具体的な活動が行われているコミュニティ・スクールの取組段階。取組当初の「支援型」（学校支援活動を中心とした教育活動への参加が主の段階）から「連携型」（教育課題の共有と改善に向けた協議が主の段階）へ、連携型から「協働型」へと進展

※コミュニティ・スクールについては64ページを参照。

■きらきらタイム

鈴鹿市版幼児の体力向上実践プログラムの名称

■グローバル化

政治・経済、文化など様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

■ゲストティーチャー

専門的な知識や技能などを有する外部講師や地域人材

■子ども人権フォーラム

中学校区の人権教育推進の一環として、中学校区ごとに小学6年生と中学生を対象として行っているいじめや差別をなくすための話し合い活動

■子どもの権利条約

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効、日本は1994年に批准

■コミュニティ・スクール

学校と保護者や地域住民が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み

■献立検討委員会

学校給食の充実・発展とその円滑な運営を図ることを目的に組織された「鈴鹿市学校給食協会」における専門委員会の一つ。各学校・幼稚園から提出される給食への感想・意見や、調理員からの調理上の意見などをもとに献立の原案を協議し、献立を決定する。

さ

■指導主事

学校の営む教育活動自体の適正・活発な進行を促進するため、校長や教員に助言と指導を与えることを職務として教育委員会事務局におかれる職。教育課程、学習指導、教材、学校の組織編制その他学校教育の専門的事項の指導に関する職務を行う。

■次期学習指導要領

学校教育法施行規則に基づき、学校の教育内容の基準として定められているもので、小学校が平成32年度に、中学校が平成33年度に実施する予定

■自己肯定感

自らの価値や存在意義を肯定できる感情のこと。自分の良いところも悪いところも含めて肯定できる前向きな感情といえる。「自尊感情」とほぼ同じ意味合いで用いられる。

■自尊感情

心理学用語のセルフエスティーム（Self-esteem）の日本語訳。自分自身をかけがえのない存在として認め、欠点も含めて持ち味として自分自身を大切に作る気持ちを指す。「自己肯定感」とほぼ同じ意味合いで用いられる。

■児童質問紙・生徒質問紙

全国学力・学習状況調査において、児童生徒に対し実施される生活習慣や学習環境などに関するアンケート調査

■就学援助費

経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費・学校給食費など、就学に必要な経費の一部を援助する費用のこと。

■就学ガイダンス

次年度に小学校へ入学予定の外国籍の子どもと保護者を対象とした説明会

■主権者教育

社会的自立と社会参画の力を育む教育

■小1プロブレム

小学校1年生などの教室において、学習に集中できない、教員の話が聞けずに授業が成立しないなどの現象

■小規模特認校

今後の児童数推計に基づき対応が必要と考えられる特色ある教育活動を行う小規模な学校で、市内全域を通学区域として求める学校

■少人数教育

法令で定める基準よりも1学級の児童生徒数を少なく学級編制を行ったり、特定の授業において学級をいくつかに分けて指導したり、複数の教員が同時に指導したりすること。いずれも教員一人に対する児童生徒数が減り、児童生徒一人ひとりの実態が把握しやすくなり、きめ細かな指導が可能となる。

■情報モラル

情報社会において、適正な活動を行うための基になる考え方と態度

■ 除去食

アレルギー症状を引き起こす特定原材料（原因食物）を調理段階で取り除いて提供する給食

■ 食育

食に関する知識と選択する力を習得し，健全な食生活を実践することができる人間を育てる教育

■ 人権教育カリキュラム

学校の教育活動の中で，人権教育を総合的・系統的に進めるため編成したカリキュラム

■ 人権教育推進計画

学校の人権教育目標を達成するための重点的な方策や推進体制などを取りまとめた計画

■ 進路ガイダンス

高校進学をめざす外国人児童生徒とその保護者を対象とした説明会

■ スクールカウンセラー

カウンセリングや臨床心理学の専門的な理論・技術を身につけた専門家

■ スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加えて，社会福祉などの専門的な知識や技術を用いて，関係機関などとのネットワークを活用し，問題を抱える児童生徒の支援を行う専門家

■ スクールライフサポーター

小学校の不登校傾向にある児童の初期対応のため，登校や学校生活支援を行う地域人材を活用した支援者

■ 鈴鹿型コミュニティ・スクール

本市では、鈴鹿型のコミュニティ・スクールとして、すべての公立小中学校で実施していること、学校の実態や地域の特色などの多様性を大切にしていること、平成16年度から取り組んできた「学び」と「安全・安心」の2つのネットワークづくりを基盤としていることの3点が特徴

※コミュニティ・スクールについては64ページを参照。

■ 鈴鹿市いじめ防止基本方針

本市のいじめ防止について、総合的かつ効果的にいじめ対策を推進するために取りまとめた基本方針（平成26年9月策定）

■ 鈴鹿市運動部活動指針

運動部活動の在り方に関する調査研究報告書（平成25年5月27日 運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議作成 文部科学省発表）をもとに、鈴鹿市として、部活動の意義や指導者の在り方、安全上の配慮や体罰の禁止などについて示した指針（平成28年3月策定）

■ 鈴鹿市人権教育基本方針

本市の人権問題の解決に向けて、主体的に人権を尊重しようとする態度や行動力を持つ子どもの育成をめざして取りまとめた人権教育の基本方針（平成15年4月策定）

■ 鈴鹿市多文化共生推進指針

多文化共生の社会づくりの実現に向けて本市の基本的な考え方や関連する施策の方向性について、様々な課題、特性や意見などを体系的にまとめたもの（平成23年3月策定）

■ 鈴鹿市通学路交通安全プログラム

本市の関係機関が連携して、通学路の安全対策を図るための基本方針や年間活動計画などを定めたプログラム（平成27年3月策定）

■ 鈴鹿市立幼稚園再編整備計画

本市の各地域における就学前教育の環境整備を目的として、平成25年9月に策定された計画

■すずかっ子支援ファイル

子どもたちへの適切な支援のために、就学前からの子どもの生育状況、個別の教育支援計画、個別の指導計画や関係機関で受けてきた支援などの情報を記入したもの

■生産年齢人口

生産活動の中心となる15歳以上65歳未満の人口

■生徒指導提要

小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や指導方法などについての学校・教職員向けの基本書（平成22年3月文部科学省発行）

■生徒指導特別指導員

三重県教育委員会が任用している生徒指導や非行防止などに関する専門的な知識や経験を持った指導員

■全国学力・学習状況調査

文部科学省が平成19年度から年に1回実施している学力に関する調査。対象は小学6年生と中学3年生、教科は国語と算数・数学で、基礎知識を問うA問題と知識の活用力を問うB問題からなる。（年度により、理科が追加されることもある。）また、学力を問う問題だけでなく、学校と児童生徒に対し、生活習慣や学習環境などのアンケート調査も行う。

■全国体力・運動能力、運動習慣等調査

文部科学省が平成20年度から年に1回実施している体力に関する調査。対象は、小学校5年生と中学校2年生、握力、50m走などの実技調査に併せ、運動習慣・生活習慣・食習慣などに関する質問紙調査が行われる。

た

■第3次子どもの健全育成推進基本計画

鈴鹿市青少年対策推進本部が平成27年3月に策定した、平成27年度から29年度を計画期間とする青少年（0歳から18歳）の健全育成をめざすための基本目標や取組などを示した計画

■多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

■多文化共生教育実践E X P O

多文化共生教育の現状や課題を、実践発表や交流を通して明らかにし、各学校における多文化共生教育の取組を進展・充実させるための研修会

■地域コーディネーター

学校支援ボランティアの募集や活動の調整などを行う地域人材

■地域自主防犯団体

窃盗や空き巣などの犯罪未然防止を目的に組織された地域のパトロール隊

■地産地消

地域でとれた農林水産物を、その地域で消費すること。

■知識基盤社会

新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として、飛躍的に重要性を増す社会

■チャレンジ・エコスクール

学校全体又は学級における家庭・地域・企業と連携した環境教育

■中1ギャップ

小学校を卒業して中学校に進学した際に出会う生活や社会環境の変化にショックを受け、適応できずに心身の健全性を損なう現象

■中学校区人権教育カリキュラム

中学校区の学校・幼稚園の連携のもとで、発達段階に応じて取りまとめた人権教育を総合的・系統的に進めるため編成したカリキュラム

■通学区域の弾力化制度

学校規模の適正化を目的として、今後の児童生徒数推計に基づき対応が必要と考えられる大規模校について、保護者の申立により指定校以外に隣接する学校への就学を認める制度。平成28年度から開始。

■通級指導教室

通常の学級に在籍する支援が必要な児童生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、一人ひとりに応じた指導を行う教室。鈴鹿市には、現在、言語通級指導教室、難聴通級指導教室、発達障がい等通級指導教室が設置されている。

■適応指導教室

市内2カ所で教育委員会が設置・運営する不登校児童生徒の学校復帰に向けた指導・支援を行う教室（けやき教室、さつき教室）

■道徳教育推進教師

校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師

■特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行う教育

■特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のため、主に校内委員会・校内研修の企画・運営、関係機関・学校との連絡・調整を行ない、また保護者からの相談窓口などの役割を担う者

■特別支援教育就学奨励費

障がいのある子どもたちが小中学校の特別支援学級などで学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国や地方公共団体が補助する費用

■特別の教育課程による日本語指導

日本語指導が必要な児童生徒の日本語の指導を、在籍学級の教育課程の一部の時間に替えて、在籍学級以外の教室で行う教育の形態

な

■日本語教育コーディネーター

鈴鹿市において、日本語教育の推進のため、主に、JSL バンドスケールの活用や日本語指導についての指導・助言、日本語教育担当者ネットワーク会議の企画・運営、外国人保護者への助言などの役割を担う者

は

■不登校

年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、または、したくともできない状況

■並行読書

指導のねらいをよりよく実現するために、学習中に教材文以外の本や文章を情報として取り入れ、学習内容と関連づけながら読み取っていく学習

■防災カルテ

災害時における子どもたちの避難場所や、保護者の連絡先などを記したカルテ

ま

■三重県 心のノート

子どもたちが、郷土への誇りを持ち、先人の生き方や豊かな自然、すばらしい伝統と文化について学ぶ中で、自分を振り返り、生き方について考えることができるよう三重県教育委員会が作成した道徳教育用教材

わ

■ 私たちの道徳

児童生徒が道徳的価値について自ら考え、実際に行動できるようになることをねらいとして、文部科学省が作成した道徳教育用教材。いじめ問題への対応、伝統と文化、情報モラルに関する内容などの充実が図られている。

英字

■ C L M

Check List in Mie の略。子どもの気になる行動などを観察し、個別の指導計画を作成するためのチェックリスト。三重県立小児心療センターあすなろ学園が開発

■ I C T

Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称

■ J S L バンドスケール

早稲田大学大学院の川上郁雄教授により開発された日本語を第一言語としない子どもたち（J S L 児童生徒）の日本語能力を把握するために開発された測定基準